

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.202

2024/4/1

【毎偶数月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。



「花」中島勇（無言館所蔵）

市民の意見 202号 目次

巻頭詩

ポソンの型紙

尹東柱

2

特集1 軍事化する社会

虚妄の「軍事大国」化へと向かう軍事予算

吉沢弘志

4

「死の商人国家」への墮落が始まった

杉原浩司

9

特集2 福島原発事故を問うⅡ

東海第二原発の再稼働

山崎久隆

13

子ども人権裁判（前号続き）

水戸喜世子

17

運動の現場

たたかう神奈川シティユニオン

山崎公江

20

文化

本の紹介 『戦雲 要塞化する沖縄、島々の記録』

大木晴子

30

『大衆映画の戦後社会史』

本間健彦

30

連載 皇室情報の検証⑬

天野恵一

23

連載 シリーズ教科書問題 緊急番外編 高嶋伸欣

26

連載 〈よそもの〉目線の広島⑫

田浪亜央江

32

情報

市民意見広告運動事務局だより

読者のおたより

会計報告

編集後記

36

35

35

34

題字 安西賢誠

印刷・レイアウト

（有）山猫印刷所

ポソンの型紙

尹^{ユン}東^{ドン}柱^{ジュ}

かあさん！

姉ちゃんが書き終えた習字紙は

置いていて何に使うの？

そうとは知らなかったよ

習字紙に僕のポソンを置いて

鋏で切りぬいて

ポソンの型紙をつくるってこと。

かあさん！

僕が使ってしまった短い鉛筆は

置いていて何に使うの？

そうとは知らなかったよ

布にポソンの型紙を置いて

先を舐め 小さなしをつけて

僕のポソンをつくるってこと。

1936年12月初

*ポソン.. 朝鮮足袋

(尹東柱詩集『空と風と星と詩』上野都翻訳、コールサック社、2015年7月刊)

(詩の作者紹介は、22ページ参照)

▼表紙絵の作者▲



中島勇

(なかじま・いさむ)

1911(明治44)年、福岡県田川郡に生まれ、のちに兵庫県西宮に転居する。東京・小石川富坂町にあり、川端玉章が主宰し藤島武二が教授を務めていた川端画学校洋画部を卒業後、当時、若い芸術家が多く集まった東京・池袋の椎名町アトリエ村に居を構えて製作に励む。召集を受けて入営し、1943(昭和18)年12月22日、妻キヨと一男一女をのこし中国・雲南省にて戦死。享年31。

虚妄の「軍事大国」化へと向かう軍事予算

吉沢 弘志

2024年度当初予算案の年度内成立が確実となった。異例の土曜日開会をしてまで衆院を通過させるという強引で杜撰な国会運営で、当初7兆7249億円+新規後年度負担7兆6594億円で15兆3843億円という巨額の軍事予算が容認されたのである。さらに3月19日、衆院本会議では、これまで時限立法であった「後年度負担」＝長期ローンを恒久化する改正案が可決されている。何故これほどまで政権は「軍事大国」化を加速させようとしているのか。

(1) 軍事予算の異常なまでの優遇と聖域化

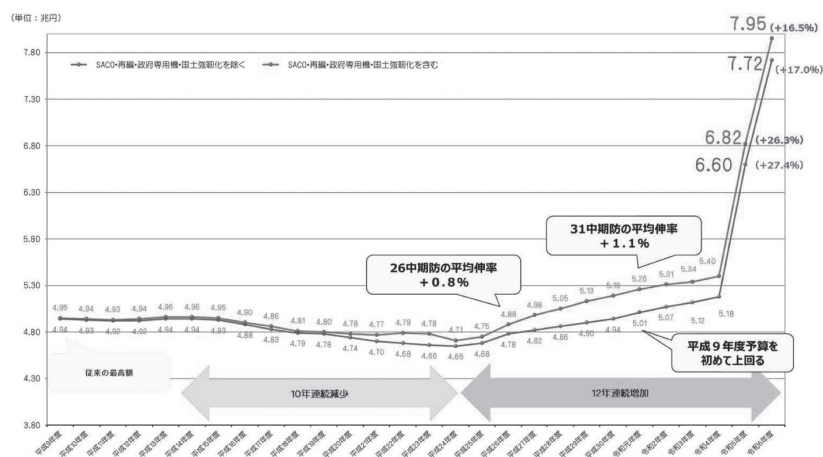
超高齢社会の加速的進展、一向に解決しない少子化傾向、国際的競争力の急速な低下という財政環境にあって、全行政機関には歳出縮減の縛り（「予算管理法」に基づく「cap制」）が課せられている。それは法的にはあくまでも「行政機関」に過ぎない自衛

隊のための予算である「防衛予算」＝「軍事予算」も例外ではないはずである。

実際に防衛予算も第二次安倍政権がスタートするまで、毎年漸減が続いていた。それが第二次安倍政権発足以来、突然のようになり右肩上がりの防衛予算増額が始まったのである。とはいえ、それは以下のグラフで分かるとおり、「過去最高額」を更新しながらも、現在の時点で振り返れば「漸増」のレベルだったと言って差し支えない。もちろん、後述する「後年度負担」の支払期間の5年から10年への延長や、国家予算の最大の支出である高齢化による社会保障関連費用の自然増を、強引に半分に縮減させる手法も動員されてのことではある。

それが、岸田政権になって防衛費の異常なまでの優遇が顕著になってきた。グラフの急激な上昇を見ていただきたい。こうしたグラフを公然と当初予算案に提示し、その根拠としてお定まりの「かつて

(参考) 歳出予算の推移 (当初予算)



ない厳しさを増す安全保障環境」で済ましてしまう防衛省の行政感覚と、それにも増して、根本的な疑義を示すことなく「厳しさを増す安全保障環境」という土俵に安易に乗ってしまふ野党と世論のあり方が最大

の問題である。

(2) 補正予算と新規後年度負担の問題点

岸田政権下での軍事予算の優遇と聖域化の要が、「補正予算」と「新規後年度負担」である。

日本国憲法第86条において「予算の単年度主義」が謳われ、これが財政民主主義の基本原則となっている。ただその例外規定として、補正予算については財政法第29条がこう定めている。

1. 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行うため必要な予算の追加を行う場合
2. 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

一方、「後年度負担」については、財政法第15条により、国会の議決をもとに、大型公共事業などに上限5年の複数年度契約の予算を組むことができる「国庫債務負担行為」が定められている。ところが上述の通り、安倍政権下において、艦船や戦闘機などの「特定防衛調達」に限り、上限を

10年に延長。「財政法の一般原則の例外を設ける」として5年の時限法とし、19年にさらに5年延長していた。それがその期限切れを前に、ついに恒久化されることになる。

まず2023年度補正予算（すでに成立、一部執行）を見てみよう。

見ての通り、前年度に比べ倍額の巨額の補正予算のほぼすべてが本年度ではなく次年度のための支出である。典型的なのは「米軍再編」関連の費用で、ここには馬毛島の米空母艦載機の陸上離着陸訓練（FCLP）施設整備2684億円、地方自治を蹂躪しての代執行による、絶対に成功しない軟弱地盤の埋め立ても含む辺野古新基地建設338億円も含まれる。これらの予算は確実に次年度執行されるにもかかわら

【防衛省計上額：8,130億円】

① 自衛隊の災害への対処能力の強化等 1,463億円

- 災害への対処能力の強化 30億円
- 施設の整備 1,381億円
- 基盤・環境の強化・改善 53億円

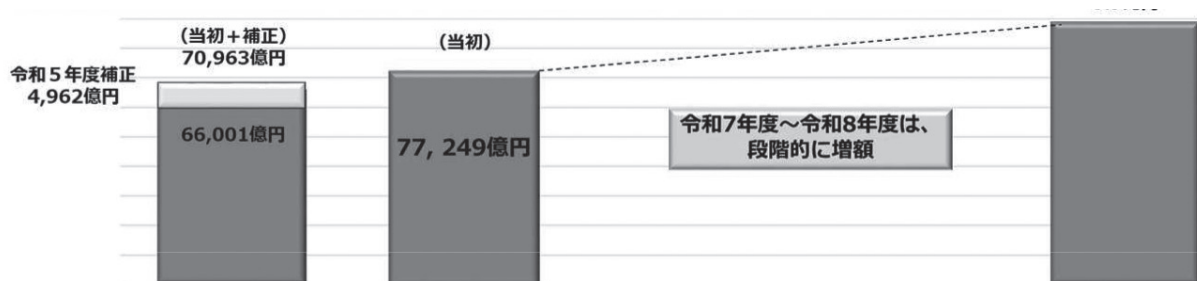
② 自衛隊等の安全保障環境の変化への適切な対応 6,617億円

- 自衛隊の運用態勢の早期確保 3,448億円
※ 円安に伴い不足する外貨関連経費（249億円）を含む
- 米軍再編の着実な実施 3,169億円

③ その他 50億円

海賊対処行動等に必要経費、人事院勧告に伴う人件費の増額分等を計上

※防衛力整備計画対象経費は、米軍再編の着実な実施（3,169億円）を除く、4,962億円（うち「施設の整備」は、2,050億円）



ず、毎年8月末に省議決定される「概算要求」には金額を示さない「事項要求」として提示され、補正予算で金額化される。この手法は一貫して常態化している。

あまつさえ、近年の防衛のトレンドとされている「スタンド・オフ・ミサイル」、具体的には陸自運用の「12式地对艦誘導弾能力向上型」「島嶼防衛用高速滑空弾」の確保など、まだ影も形もないものにまで補正予算をつぎ込むことが出来るのだろうか？

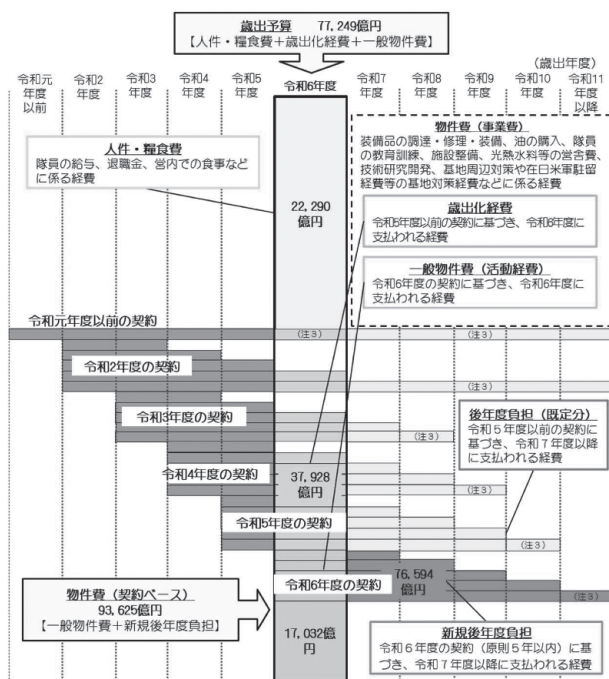
この補正予算の扱いに関して、2021年度は2021年度補正+2022年度当初予算として扱うことにした。これ自体大問題であるが、翌年の安保関連3文書の抜本的改悪に伴い、当初予算本体が大幅に増額になったことで、補正予算額は縮小（とはいえ、歴代第2位ではある）、本体予算とは切り離されていた。ところが、今回は大幅に増額された補正予算と翌年度本体予算を再度合体させた2022年度と同じ「防衛力抜本強化」予算とされたのである。しかもこの図にあるように、2023年度には本体予算と前年度補正予算を合体させて既成事実化し、一方2024年度に関しては本体予算のみを図示し、上部に仮の遊びを持たせてそれほど増額されていないかのように見せかけ、さらに本体予算を今後「段

階的に増額」として、いくらでも補正予算で水増しできることを露わにしている。

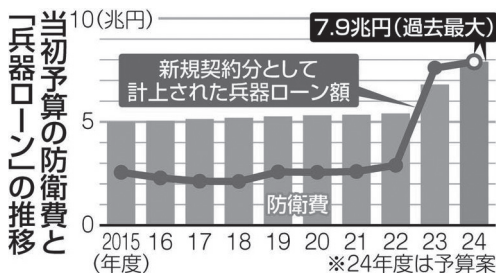
続いて新規後年度負担を検討したい。

岸田政権下の「青天井」の防衛予算以前には、概ね5兆円前後の防衛予算の半分は自衛官の給与と管内の糧食費に充てられ、残りのかなりの部分がが続いている長期ローンの当年度返済に充てられていた。残ったせいぜい一兆円前後で、訓練のための燃料、弾薬、その他諸々の自衛隊の運用のための費用を捻出しなければならなかった。それでは「高額兵器爆買い」など出来るわけがない。従って新たな長期ローンを組む。その金額が今や大幅に増額された本体予算と比肩するまでの額となっている。これは仮に「政権交代」がなされても帳消しにはならない、このままでは次世代に半永久的に背負われる借金に他ならない。しかもこの金額はその年の「防衛予算」には算入されないため、ごく一部のメディアを除き、報道もされない。しかも、昨年8月末省議決定の概算要求で

防衛関係費の構造



は、新規の後年度負担の金額を隠すという姑息な手段すらある。それは当初予算案本体と同額もしくはそれ以上の長期ローンの積み上げをとりあえず覆い隠すために他ならなかった。そこに今回の「最



長10年」の恒久化が加わったのである。

これは、一昨年末の安保3文書改悪の「防衛力整備計画」に明記された「長期契約の適用拡大」を担保するものである。このことにより、上述の通り、これから着実に増額されていく当初予算本体部分+その都度の都合で積み上げられる前年度補正予算+当初本体部分とほぼ同額で積み上げられる後年度負担という、繰り返しになるが文字通りの「青天井の軍事予算」＝「軍事大国化予算」が既定の事実とされたのである。しかも、今回の恒久化の意図は、財源が不確定であるにもかかわらず、長期ローンを組むことで無意味な高額兵器の大量購入を確保するという、虚妄な「軍事大国」路線にとりつかれたとしか思えない政治家の場当たり的な対応でしかない。あらかじめ「GDP2%」という軍事的合理性に基づく根拠皆無の金額を決め、金額合わせで「お買い物リスト」を杜撰に決めたことは、昨年度の国会での政府答弁で明らかであろう。ところが「お買い物リスト」は作ったが想定外に進む円安と国際的な物価高騰、安全保障環境の不安定に伴う軍需産業への需要増により、価格が予想を超えて高上がりしてしまっていることを、次世代へのツケでごまかそうとするものに他ならない。

そのことを示すのが、来年度当初予算に組み込まれている陸自と空自の大型ヘリCH47（チヌーク）17機の購入である（当然これは「特定防衛調達」として長期ローン）。通常1機80億円程度とされてきた同機17機の購入金額が、オスプレイ17機の購入額とほぼ同額なのである。しかもその導入理由が「南西諸島等への人員と物資等の迅速な運搬」とオスプレイ導入理由と酷似していることに疑問を感じた私は、この裏にある事情を探ったところ、なんと当初は倍の34機を購入する予定であったことが判明したのである。高額でオスプレイを買ったけれども、ここ2年で事故が頻発し死者も20名、使い勝手も悪い。すでに運用経験も多く、安定して運用できるCH47を大量に導入することにしたことがうかがわれる。ところが、予想外に高額になったために半減させたというのが実情だろう。同様な事例は軍事予算の多くに見られるはずだ。財政規律も何も無い貴重な税金の空費でしかない。

（3）自衛隊の実質的「軍隊」化

こうした予算面での優遇を背景に、行政機関に過ぎないはずの自衛隊の抜本的な組織改編＝軍隊化はかつてないスピードで進められている。

3月21日、「水陸機動団」の第3連隊

（600名）が長崎県大村市竹松駐屯地で発足。同県佐世保市相浦駐屯地の第1・第2連隊と合わせ3000人規模となった。「離島奪還作戦」なる茶番を担う同機動団を運ぶとされている陸自オスプレイV22は、同日、暫定配備されている木更津駐屯地で、昨年11月29日の空軍CV22の墜落大破、乗員全員死亡事故後のオスプレイ全面飛行停止以来、米軍の飛行停止解除を受けて強風の中飛行を再開（陸自オスプレイの飛行再開決定は、後年度不安恒久化が衆院で可決された19日）。さらに同じく同日佐賀地裁では、佐賀空港への陸自オスプレイ配備計画に関して地元漁民ら4名の建設工事差し止め仮処分申し立ての却下が決定されている。あまりにも平仄（ひらで）が合いすぎていると感じるのは、私だけではないだろう。

これに加えて、F35A部隊が現在の三沢基地に加え、F35B部隊が宮崎県新田原基地にも置かれる。F35B部隊が今年から配備が始まる。そのF35Bを海上で、つまり実戦で運用するために空母化される「いずも」型護衛艦2隻のうち「かが」がいち早く甲板の改修を終え、海上公試も終えている。国内外各地で、米軍のみならずきわめて多様な組み合わせで他国軍との合同軍事訓練が連日のように行われている。私の地元習志野演習場では、1月7

日の第一空挺団降下訓練始めが、米、英、仏、独、加、蘭、インドネシア、オプザーバーで越軍も参加して、9000人の一般市民の観客の前で「戦争」を見せつけた。昨年11月のオーストラリアでの「13カ国多国籍訓練」では、陸自が全部隊を統括して陸上訓練を行ない、「12式地对艦誘導弾」の実弾発射訓練も行なわれている。

こうしたこれまでは考えられなかった自衛隊の軍隊化、それも従来の「米軍の後方支援」ではなく、米軍の肩代わりとして自衛隊主導でインド・太平洋での軍事行動を行なう軍隊に向けての組織の改編と装備の強化が着々と進められつつある。それを可能にしているのが、聖域化された軍事予算、そして「安全保障」を第一義の優先事項とすることで、司法や行政も主権者の意思も巻き込んでいく強権的な権力機構なのである。3月19日には「重要経済安保情報保護法案」の衆議院での審議も始まった。民間人への罰則を設け、「安全保障」の名目で企業ぐるみで個人情報情報を監視・管理する社会が到来する。なぜ歴代政権はここまで「安全保障」にこだわるのか、これは別の機会に論じたいと考えている。

(よしざわ・ひろし／パトリオットミサイルはいらない！ 習志野基地行動委員会)

天野恵一

基本的人権（個々人の自己決定権尊重）主義——それを定着させるのに力になったものは、〈運動〉だけではなく、「娯楽の王様」といわれ、量産され続けた大衆映画であったこと、それをはっきりと論理化しておくこと——。（「あとがき」より）

『大衆映画の戦後社会史』

出版記念

会

2024年4月27日(土) 午後1時20分より
日本キリスト教会館(4階)

参加費：700円



大衆映画の戦後社会史
天野恵一
わけてはない
邦画はたんに
娯楽の王様
だった
A5判 / 256頁 / 定価:2500円+税
製の本舎
http://www.nashinoki-sha.com/
Tel: 03-6256-9517

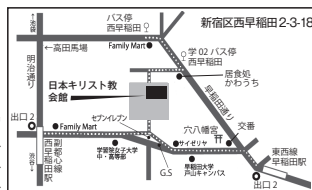
◇対 論 小野沢稔彦 vs. 天野恵一

◇参考上映 『太陽への脱出』

(監督：舛田利雄 / 主演：石原裕次郎 / 1963年 / 日活)



- 13:30 ~ 映画『太陽への脱出』上映
- 15:30 ~ 対論 小野沢稔彦 / 天野恵一
- 17:00 ~ 友人たちの発言、など
- 18:00 終了



●日本キリスト教会館
東西線「早稲田」駅より約8分
副都心線「西早稲田」駅より約12分
JR「高田馬場」駅より約17分

■問い合わせ■

さあ、もう一踏み張りの会。Tel. 090-3530-6113 (小見)

「死の商人国家」への墮落が始まった 殺傷武器の輸出入を批判する

杉原浩司

防衛装備移転三原則のまやかし

「静かな大転換」と言わざるを得ない。

3月26日、岸田政権は日英伊で共同開発する次期戦闘機の第三国輸出の解禁を閣議と国家安全保障会議で決定した。戦後日本の安全保障政策の歴史的な墮落である。国会周辺が騒然となるべき局面だったが、反対の声は弱いものに留まった。STOP大軍拡アクション、ふえみん婦人民主クラブ、STOP改憲・北区の会、平和をつくり出す宗教者ネットが共同して継続したアクションと日本平和委員会による2万5千筆を超えるネット署名などが目立ったくらいだった。

武器輸出について簡単に振り返ろう。見逃せないのは、民主党政権が武器輸出の拡大に重大な役割を果たしたことだ。2011年12月、野田政権は「武器の国際共同開発」を包括的に武器輸出三原則の例外とした。これを受ける形で、2014年4月、安倍政権が武器輸出三原則を撤廃し、

「防衛装備移転三原則」（以下、新三原則）を閣議決定。言葉言い換えて意味を逆転させ、武器輸出を国策とした。

新三原則はまやかしに満ちた代物だった。「紛争当事国には輸出しない」としながら、「紛争当事国」を「武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安全保障理事会がとっている措置の対象国」と極めて狭く定義した。2月21日、林官房長官は国会答弁で「現時点で基本的に存在しない」と言い放った。「平和国家の理念」も「国際紛争を助長しない」から、「国連憲章を遵守する」という無意味なものに変質した。それでも、「殺傷武器」の輸出は回避され、輸出の用途は抑制的な5類型（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限定された。

新三原則策定から丸10年が経つが、完成品の武器輸出は三菱電機製防空レーダーのフィリピンへの輸出1件に留まった。

密室協議による殺傷武器輸出解禁

惨憺たる現状を打破するため、岸田政権は2022年12月の「安保3文書」で武器輸出を積極的に位置付け、なりふり構わぬ策に打って出た。第一が、立憲民主党までが賛成して昨年6月に成立した軍需産業強化法（防衛生産基盤強化法）である。武器工場の設備増強や武器輸出に税金を投入するものだ。

さらに、今まで辛うじてできなかった殺傷武器の輸出解禁に舵を切る。そのための装置が、自民7人、公明5人の議員による密室協議だった。4月末から20回を超える協議を経て、12月に政府に報告書を提出。くにかたちの大転換を、わずか12人の議員が密室協議で方向づけるのは独裁国家の手法である。1981年、衆参両院は全会一致で武器輸出三原則の厳格な運用を求める国会決議を採択した。それを完全に覆すなら、最低でも全会一致の国会決議を経るべきだ。

密室協議による報告書を受けて、昨年12月22日、岸田政権はついに殺傷武器の輸出を解禁した。その内容を検証しておこう。

①ライセンス品（他国企業の許可を得て生産）のライセンス元への輸出解禁は、米独などへの輸出により、玉突き的にイスラエルや

ウクライナなどへの輸出を促進。紛争加担につながる ②部品輸出の解禁は、例えばF15戦闘機のエンジン（IH1製）輸出により、戦闘機による戦争犯罪に加担する ③5類型の武器輸出の際の殺傷武器搭載の解禁は、策定当時の防衛官僚（高見澤将林）の密室での「証言」だけを根拠にしており、あり得ない ④「国際法違反の侵略などを受けている国」への非殺傷武器の輸出解禁は定義が曖昧。そもそも、イスラエルの残酷な爆撃すら「国際人道法違反」と認めるのを決った政府による認定は恣意的にならざるを得ない。

紛争への加担につながりかねないものばかりだが、本来、国会と主権者を完全に無視した「決定」に正当性はなく、無効である。

次期戦闘機第三国輸出の問題点

公明党が強い慎重姿勢を示し、殺傷武器輸出解禁の目玉とされた次期戦闘機の第三国輸出についての判断は年を越した。しかし、予想通り、2月末頃から公明党は急速に妥協に転じた。

次期戦闘機の第三国輸出が、メイドインジャパンの武器による他国の人々の殺傷に道を開くのは明らかだ。過去の実例がそれを証明している。

英国はイタリアやドイツなどと共同開発

した戦闘機ユーロファイターをサウジアラビアに輸出。同機はサウジなどによる2015年からのイエメン内戦への軍事介入で無差別空爆に多用され、多数の民間人を殺傷した。サウジなどの連合軍は2018年8月にはバスを空爆し子ども40人を虐殺した。2019年9月、国連人権理事会の専門家グループは、米英仏などによる「合法性の疑わしい」継続的な武器輸出が「紛争と人々の苦難を長引かせている」と非難した。2021年のヒューマンライツウォッチの報告書「TARGETING SAADA」は、2015年以降、2万3千回の空爆により1万8千人の民間人が死傷したと述べている。

さらに、韓国がフィリピンに輸出したF A50戦闘機が、2017年にフィリピン国軍による武装勢力への「掃討」作戦に使用され、人々を殺傷している。フィリピンは外務省による武器無償供与（OSA）「政府安全保障能力強化支援」の主要な対象国でもあり、武器輸出と相まって国内紛争への加担に直結する。

この間見えてきたのは、政権中枢の第三国輸出への異常な執着ぶりだ。国家安全保障局が作成した「直接移転ができない場合の影響」という文書には、「望ましい安全保障環境の創出に大きな支障」「英伊から

軽んじられ、実質的に英伊中心に移転先が選定されていく恐れ」「要求性能の実現にも支障をきたす恐れ」などの言葉が重ねられ、公明党を事実上恫喝するものとなっていた。岸田首相の「戦闘機の第三国輸出は国益」との暴言は、「儲かれば人が殺されても構わない」という「死の商人国家」宣言に他ならない。

「歯止め」のデタラメ

そして、公明党が容認した「歯止め」には、ことごとく実効性がない。「次期戦闘機に限定する」というが、小野寺元防衛相は、「新しい案件を追記していけばいいだけで、何の制約もない」と言い切っている。公明党も舐められたものだ。また、「現に戦闘が行われている国を除外」というが、停戦になればOKならイスラエルにすら出せることになる。輸出後に虐殺が始まる例は多々あり、一度出した武器をコントロールするのは不可能だ。

さらに、「防衛装備品・技術移転協定」の締結国に限るのは、現行の運用と変わらない。そして、今回の運用指針改定前の閣議決定と戦闘機を輸出する際の閣議決定を「二重の閣議決定」としているが、国会と主権者を無視した行政の独裁に過ぎない。ザルでしかない「歯止め」で妥協した公明

党には「恥を知れ」と言うしかない。

今回の輸出解禁の先には何でもありの世界が待っている。「12式地对艦誘導弾などの地对艦ミサイル輸出が日本の強みを生かせる」(小木洋人、『Foresight』23年8月2日)、「12式は格好の装備ですが、陸自に輸出の意識は全くない。もったいないなあと思います」(伊藤弘太郎、1月14日読売)。三菱重工が開発・量産する主力の敵基地攻撃ミサイルの輸出が射程に入っている。

国内外の「死の商人」の増長

5年で43兆円、武器ローンも入れると60兆円を超える日本の軍事費拡大に、国内外の「死の商人」が群がっている。米ロッキード・マーチンや英BAEシステムズなどの欧米軍需大手はアジアの拠点を日本にシフトした。国内軍需大手は軒並み人員と設備の増強を図っている。三菱重工の前年度2652億円だった防衛省との契約額は、2023年度は「ミサイル特需」により1兆円を超えた。三菱電機も、軍需部門の1000人規模の増員や、8つの生産棟の増設など約700億円規模の設備投資計画を発表。同社が昨年4月にオーストラリア国防省と武器共同開発で直接契約したことも見逃せない。とりわけ、次期戦闘機共同開発は日本版「軍産学複合体」形成を一

挙に加速させかねない。NAJATは日本消費者連盟、主婦連合会と共に、三菱重工・電機に対する不買運動とはがきアクションを開始した。

市民のBDS運動の画期的勝利

ここで、イスラエルの大虐殺への加担の動きにふれておきたい。2023年3月、幕張メッセでの武器見本市「DSEI Japan」で、イスラエル最大の軍需企業エルビット・システムズと伊藤忠アビエーション(伊藤忠商事の100%子会社)、日本エヤークラフトサプライが、シャンパンで乾杯しながら、日本への武器売り込みを支援する「戦略的協力覚書」を締結した。

これを受け、STOP大軍拡アクションがハガキを組み込んだアクションシートの配布や企業への申し入れなどを展開。10月7日以降のガザ大虐殺への抗議に立ち上がった若者たちに引き継がれ、伊藤忠本社前や全国の支社前での抗議、就活イベントでのアピール、伊藤忠系製品(ファミマ自社ブランド、エドウィンなど)の不買呼びかけ、ネット署名が取り組まれ、カナダ支店への抗議やマレーシアのファミマボイコットにも発展した。

その結果、伊藤忠商事は、2月5日、国際司法裁判所(ICJ)の仮保全命令(イス

ラエルにジェノサイドを防止するあらゆる措置を要求)と上川外相の「誠実に履行されるべきもの」との談話を理由に、協力覚え書きを2月末で終了させると発表した。9日、日本エヤークラフトサプライも続いた。市民の勝利であり、ICJ命令が出て以降、初めてのBDS(ボイコット、投資引き揚げ、制裁)の成功例として国際的にも注目された。

殺人ドローン輸入の発覚

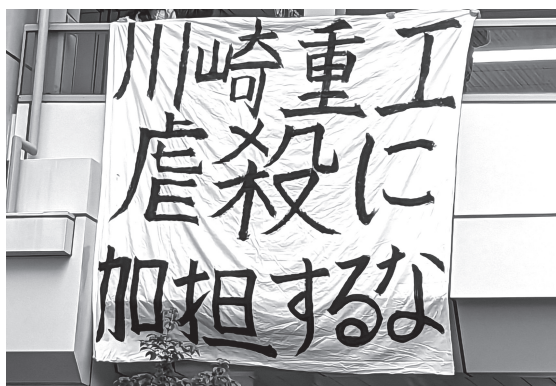
ほっとしたのも束の間、2月20日の「大軍拡と基地強化にNO! アクション」による防衛省交渉と追加質問で、防衛省がイスラエル製殺人ドローンの導入に向かっていることが明らかになった。候補機7機中の5機までもがイスラエル製で、日本企業が輸入代理店となっていた。選定した1月末は2万5千人以上のパレスチナ人が虐殺されていた時期だ。露骨な虐殺加担であり、官民一体で壊れている。

小型機では、SkyStriker(エルビット・システムズ)を協力覚え書きを終わらせた日本エヤークラフトサプライが、ROTHEN Lupo Point Blank(IAI)を海外物産が、HERO-120(Uvision)を住商エアロシステムが扱い、多用途機ではHeron MKII(IAI)を川崎重工が扱っている。3月末までにイ

スラエルで実証試験をさせ、「しかるべき時期」に絞り込み本格導入するという。

これに対して、3月11日、国立西洋美術館初の現代美術展の内覧会で、出品作家有志らによる抗議行動が行なわれた。西洋美術館のオフィシャルパートナーである川崎重工にイスラエルの殺人ドローンの輸入取りやめを要求。西洋美術館には、川崎重工にイスラエルの武器の輸入・販売の取りやめを早急に働きかけるよう訴えた。さらに、3月15日には、〈パレスチナ〉を生きる人々を想う学生若者有志の会などが、輸入代理店4社への「殺しで儲ける会社ツアードモ」を敢行した(『AERA』3月25日号に特集記事)。

西洋美術館に続き川崎重工工業前でも 三菱電機前武器輸出・開発に抗議
掲げられた大横断幕 (3月15日)



一方で、大手産業ロボット製造企業ファナックが、イスラエルや米英の軍需企業にロボットを販売し、製造された武器(155mm榴弾砲など)がガザでの大虐殺で使用されていることも発覚した。パレスチナBDS民族評議会からの要請を受けて、BDS Japan Bulletinが取り引き停止を求めるネット署名を展開。3月22日に2万8458筆分を山梨本社に提出した。本来なら日本政府は、イスラエルに、投資協定や武器技術に関する秘密情報保護の覚え書きの凍結などの強い制裁を発動すべきだ。しかし、UNRWAへの資金拠出の停止やイスラエル製殺人ドローンの輸入な

ど、虐殺に加担する共犯者としてふるまい続けている。主権者として、一刻も早く加担をやめさせ、制裁をこそ実現させなければならない。

今後の課題

ガザでのジェノサイドに抗議するうねりの一方で、殺傷武器輸出反対運動は低調なままだ。課題を共有し、市民側の態勢をより豊かで持続可能なものへと鍛えていく必要があるだろう。審議入りした「経済安保版秘密保護法案」も武器の国際共同開発を促進するものであり、立憲民主党をしっかりと反対に回らせることが不可欠だ。殺傷武器の輸出に関して言えば、2035年とされる次期戦闘機の完成までにはできる限り早く政権交代させ、共同開発を中止に迫り込む必要がある。そして、今こそ「ジェノサイド支援国家」である米国との軍事同盟を根本的に問い直すべき時ではないだろうか。「死の商人国家」ではなく、非軍事による国際協力に徹底して尽力する「良心的軍事拒否国家」への道を構想することも大切な課題となる。

(すぎはらこうじ／武器取引反対ネットワーク「NAJAT」代表)

東海第二原発の再稼働

能登地震からみた教訓

2024年1月1日の「能登半島地震」により、日本の原発直下には活断層が存在し常に地震に被災し甚大な被害を受ける危険性のあることが明確になった。

東海第二原発に対しては水戸地裁が、重大事故が発生した際の住民避難計画が不備であるとして、原発の稼働を認めない判決を出した。

東海第二原発の再稼働について能登半島地震の現実から教訓を読み取る。

日本列島の真の姿

日本列島は世界でも特異な場所だ。4つのプレートが衝突している地下の構造は極めて複雑である。東北日本が北米プレート、西南日本がユーラシアプレートという陸のプレートに乗っており、そこに太平洋プレートとフィリピン海プレートという海のプレートがぶつかってきている。北米プレートとユーラシアプレートの境界は

山崎久隆

フォッサマグナと呼ばれる巨大な地溝帯で、その深さは6000mを超え、何処まで続いているかも分かっていない。

このため日本列島及び近海では地震活動が活発に起きている。

海のプレートは密度が大きく、陸のプレートは密度が小さい。太平洋では太平洋プレートとフィリピン海プレートがそれぞれ日本列島の下で陸のプレートに沈み込んでおり、深い海溝ができています。日本海溝、相模トラフ、南海トラフ、琉球海溝である。ここで起こる地震が「海溝型地震」で、陸のプレート内の弱い場所で地盤が破壊されて起こる地震が「活断層による地震」、直下型地震である。

太平洋とフィリピン海プレートが日本列島を押す力で、岩石は強い圧縮応力を受け続け、ひずみが溜まっている。この圧縮する力で岩石が破壊されて地震が発生し、それに伴って逆断層も発生する。地表にまで

現れれば活断層として私たちに認識される。この力は岩石が一定の固さを持っていると起こらないため、概ね20キロより浅い地点で起きる。しかしプレート境界型の地震は何百キロと深い地点でも発生することが分かっている。

海溝型地震と直下型地震の発生は日本の歴史にも大きな影響を与えてきた。

地震の知識なき原発建設

このような地震の知識は原発建設が始まった時期には知られていなかった。

地震と津波は同じような場所で繰り返し起こることは分かっていたが、歴史的に地震の記録がないところでは今後も大きな地震は起こらないと考えられていた。また、津波も過去の資料で確認できる程度しか来ないと考えられていた。

これらを総称して「既往最大の地震と津波対策をすれば十分」と原発毎に個別に立地審査が行なわれていた。

具体的には1970年、当時の原子力安全委員会が定めた原発の安全設計審査指針では「過去の記録から最も過酷と思われる自然力」に耐えることを要求していた。こ

れに対して普遍的な規定としての耐震設計審査指針が制定されたのは1981年7月だ。しかしほとんどの原発は既に立地審査を終えて設置許可が出された後だった。

福島第一原発の場合、建設時には1965年のチリ地震津波観測値である3・122mで設置許可を得ていた。その後段階的に最大6・122mまで想定を引き上げていたが、2011年の東日本太平洋沖地震ではその指定を2倍以上も上回る15mの津波に襲われて3基がメルトダウンした。

東電は、地震調査研究推進本部の長期評価を受けて2008年に試算を行なっていた15・7mという結果を得ていたにもかかわらず、それを対策に生かすことなく震災を防げなかった。

日本の原発は多くが同様の考え方「既往最大の地震と津波」で設置許可を得ている。震災前の設置許可時点で最大想定は浜岡原発5号機の600ガルだった。

浜岡原発は立地点が東海地震の震源域のど真ん中に立っている。そのため『格納容器を囲うように厚さが2m以上もある鉄筋コンクリートの壁が二重に配置されており、地震対策には万全を期している。』（建設した鹿島建設のホームページより）とされている。

これが600ガルの基準地震動を有する原発の建設時の姿だ。しかし今では600ガルでも大幅な過小評価である。

現在浜岡原発では、3、4号機の再稼働に向けた新規制基準適合性審査を行なっている。その中では2000ガルの基準地震動とすることになっている。

2007年の中越沖地震で被災し、3700箇所もの損傷があった柏崎刈羽原発の基準地震動は1〜4号機側で2300ガル、5〜7号機側で1209ガルである。

他にも東海第二が1009ガル、女川原発1000ガル、島根原発820ガルと、軒並み600ガルを超えている。既に再稼働している大飯原発は856ガル、美浜原発993ガル、高浜原発700ガル、川内原発687ガル、玄海原発617ガルだ。

これを見て耐震評価が厳しくなったから良いではないかと思ったら大間違いである。

震災以前は300ガルや400ガルで設計し運転してきた事実がある。地震想定は甘く、想定外の大きな揺れに度々襲われてきた。

これまでの基準地震動が余りに小さかった理由は、第一に地震想定が間違っていたことが挙げられる。立地地域の評価が間違っていた。その地域で大きな地震は起こらないとしてきたことが大いなる誤りだった。

第二に直下型地震にせよプレート境界型地震にせよ、地震より発生する揺れの大きさや地殻変動を大幅に見誤っていることだ。

柏崎刈羽原発の危機的状況

柏崎刈羽原発は中越沖地震で被災し、想定を大きく超える揺れと地盤の変位による損害を受けた。その結果、建設時に450ガル（1〜5号機）だった基準地震動は2300ガルにまで引き上げられる結果になった。しかし設計時の値が小さすぎたため、本当に2300ガルの揺れに耐えられるとは思えない。

再稼働を予定している6号機の大物搬入口の地下にある8本の基礎杭は中越沖地震で1本が破損していたことが21年になって分かった。それまで誰も気づいていなかった。それに大きな地震に襲われれば気づかないままに破壊され上部が崩壊したかもしれない。入り口が潰れれば出入りも困難になる。

能登半島地震では中越沖地震以来の大きな揺れを観測し、6号機だけで原子炉スクラム設定値を超えた。なぜ6号機だけだったのか、東電から説明はない。また、詳細調査を行なう計画もない。

柏崎刈羽原発は中越沖地震の際に1〜4号機と5〜7号機では揺れ方が大きく違っていた。それは地下の地盤にレンズ状の特

殊な構造があり、地震の波が集中したこと
で1〜4号機側の地震動が2倍程度増幅さ
れたと推定されている。

こうした地下構造がどこにどれだけあ
るのかは重大な問題だ。同様の現象は
2009年8月の駿河湾の地震で浜岡原発
5号機でも観測されている。

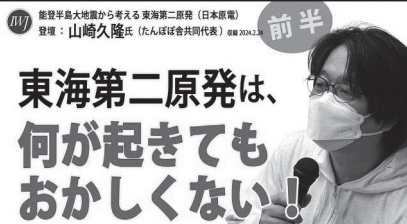
今回の能登半島地震でも同様の現象が起
きたのかもしれないが、東電は調査を行な
う予定はないという。調査すら行なわない
のでは、経験に学ぶ姿勢さえ見られない。

東海第二原発も危機的状態

東海第二原発にも大きな問題がある。
建設時に270ガルで作られた原発で、
耐震壁も脆弱だ。それが現在は1009ガ

- ◎茨城県南西部には「地震の巢」とよばれる密集した震源域がある！
- ◎そして東海第二原発の南側には膨大な量の放射性廃液を再処理する工場がある！
- ◎だから能登半島地震級の地震が茨城県で起きたら大量の放射能が約6時間で東京に(風速6m時)！

東海第二原発が危ない！



東海第二原発は、
何が起こっても
おかしくない！

ルに引き上げられた。しかし4倍近い大き
な値になっても安全性は向上したとは言え
ない。

主要配管の肉厚は地震の想定が変わって
も内圧に耐えるほうが卓越するため変わら
ない。サポートやハンガーなどが増やされ
る程度だ。建屋も補強はするが土台は変わ
らない。

では何が違うのか。それは安全余裕がな
くなることだ。

原子炉圧力容器を支えている構造物と格
納容器の間にある装置「シヤラグ」は地震
の揺れを支える際に大きな力が掛かる。し
かし今の基準では装置の規定値を超える。
格納容器が破断する限界値に対してわずか
3%程度の余裕しかない結果となる。これ
は何を意味しているのか。

270ガルの時点では破断するまでに大
きな安全余裕があった。ところが1009
ガルまで引き上げられると安全余裕を食い
潰してしまい、余裕度がわずか3%程度し
かなくなった。本来安全余裕は3倍程度は
必要なところ、この程度ではもはや余裕と
は呼べない。

旧原子力安全委員会の時代に耐震バック
チェックと呼ばれる耐震性能の見直しがあ
った。

国は2006年9月に改訂された耐震設

計審査指針に基づく基準地震動の見直し
と、中越沖地震のような地震に耐えきれる
のか、これらを再調査して報告するよう事
業者に求めた。

2011年の東日本大震災による福島第
一原発事故の直後にストレステストと呼ば
れる過酷事故に至るまでの限界点を導く計
算上の評価が行なわれた。クリフエッジと
呼ばれる設計時の想定を超える地震や津波
による影響調査を国が指示した。機器類の
損傷や浸水などが発生し、燃料損傷を引き
起こす危険性が高く、安全上重要な機器類
の一連の機能喪失が生じるレベルを超える
数値を算出したのである。

東海第二原発の場合は「1038ガル」
という値が日本原電から示された。基準地
震動との余裕はわずかに3%である。

これで再稼働をしようというのだから、
東海第二原発は再び福島第一原発のような
過酷事故を準備しているというわけではない。
しかも、このクリフエッジの数値が、本
来は対策をするべき地震の大きさの「上限」
を切り詰める働きをしてしまった可能性も
ある。

クリフエッジを超える地震動を想定した
ら、原発事故を回避できなくなるからであ
る。この現象は伊方原発3号機の基準地震
動策定時にも存在したと思われる。

防災計画の破綻を示した能登半島地震

原発の過酷事故では原子力防災計画に基づき、住民は避難しなければならない。

範囲は国の防災対策指針により、稼働中の原発で全交流電源喪失や冷却システムの全停止で原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が出されたら、5キロ圏内に設定されているPAZ（予防的防護措置を準備する区域）の住民は30キロ圏外に避難を開始するか、避難準備を開始する。

5から30キロ圏内のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）では屋内退避が指示され、放射性物質の拡散が続く空間線量が一定水準以上になった場合は、UPZでも退避指示が出される。

今回の地震で志賀原発が施設内緊急事態や全面緊急事態が発生していたら、PAZから避難を開始しなければならなかったが、地域の状況は深刻だった。

特に原発の北側と東側ではほとんどの主要道路が地震の影響で遮断された。

志賀原発防災計画において最も重要な道路「のと里山海道」も大きな被害を受けた。金沢市から能登半島に延びる道路は至る所で路面が陥没したり崖崩れが起きたりして通行できなくなり、羽咋市の柳田インター

チェンジから、のと里山空港インターチェンジまでの上下線が通行止めになった。

規制委は原子力防災対策指針を策定しているが、原子力事業者への規制基準ではない。原子力防災も地域防災計画の一部として自治体が防災計画を作る。しかし能登半島地震の現実是指針の水準すら維持できていない現実を示した。

これについて、山中伸介原子力規制委員長は次のように述べている。

「基準を満たしていれば許可をいたしましけれども、稼働について何か我々が、その許可をするということはございませんし、防災基本計画を立てられるというのは、自治体と内閣府の連携によって立てていただくというのが基本的なところかというふうに思います。」

「我々原子力規制委員会は、原子力災害の複合災害を受けたときにどうすべきかというのを科学的、技術的に助言をする、そういう組織であるというふうに理解をしておりますし、決して稼働を我々が何か許可をしたというわけではございませんし、自治体のサポートを、科学的、技術的に原子力について行うのが我々の務めだというふうに考えています。」

（1月24日記者会見議事録より）

原子力防災計画は自治体

と内閣府の原子力防災会議の責任であり規制委はサポートの立場でしかない。

新規制基準適合性審査を通過してしまうと防災計画が崩壊状態でも許可に影響せず助言しかしないと云っている。しかし防災指針は規制委の責務でもある。これは再稼働した原発の立地自治体こそが深刻に捉えなければならぬ。

ところで東海第二原発はUPZ内の人口が最大で92万人の人々が住み、生計を立てている。

原子力災害時には多くの観光客も含めて対象者は100万人を超えらると思われる。

原発の過酷事故は複合災害になる可能性が高い。太平洋上のプレート境界地震か原発の直下の大地震が起きれば、地震と津波防災と同時に原子力災害が起これと考えるべきだ。

水戸地裁判決は、その対策不備を理由として運転を禁ずる判決を出している。当然

一般社団法人 たんぽぽ舎 H P <http://www.tanpoposya.com/>
月曜～土曜13:00～20:00オープン、日曜・休日はお休み。
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-1 高橋セーフビル1 F
TEL 03-3238-9035 FAX 03-3238-0797

である。

道路の寸断や予測困難な放射能拡散を前に、人命を救う計画にはなっていないし、不可能である。

東海第二原発の再稼働を絶対認めることはできない。

(やまざき・ひさたか／たんば舎共同代表)

これ以上、子どもを被ばくさせるな

「子ども脱被ばく裁判(子ども人権裁判)」は最高裁へ(前号続き)

水戸 喜世子

子ども人権裁判が立ち上がった経緯と現状

前号でふれたように、福島原発事故から3か月後に郡山市の小中学生14名が郡山市を相手に起こした集団疎開裁判に対して仙台高裁は不当にも却下としたが、今年の能登半島地震では校舎が危険であることを理由に輪島市などで850人の中学生を集団疎開させたと報じられた。放射能という目に見えない危険についてこそ知識を持たない市民に代わって、国・自治体主導による公平な避難の実施が必須条件であるにもかかわらず、見えないことをいいことに、国民保護義務を怠り、頼みの司法までもが国を否認したのである。

この許しがたい不当判決を見過ごしたら、また起きるかもしれない原発事故で同じ過ちが繰り返されるだけではなく、今なお高い残留放射線量のある福島で暮らす子どもの追加被ばくを避けられないとして事故から3年後の2014年8月に立ち上がったのが「子ども人権裁判」であった。目下、最高裁で係争中である。

子ども人権裁判が裁判所に求めたこと

「子ども人権裁判」は事故当時福島県下の小中学に通っていた約40名が原告となり、それぞれが居住する自治体を相手に次のような要求を掲げて行政訴訟をおこした。

争点A いまの環境では教育をしないこと

争点B 安全な地域で教育を行なうこと

争点C 安全な地域で教育を受ける権利があることの確認

原発事故が起きた時、子どもだけでも逃げたいと思っても、できなかった後悔、一人だけ逃げるうしろめたさなど、個人の自己責任では子どもを守ることはできなかったという人々の痛切な体験から、国が前面に立つて、すべての学童を公平に守ってほしいという願いをまとめものだ。

*争点A 「いまの環境では教育をしてはいけない」とは、どういうことか

復興一色の福島だが、実は今も原子力緊急事態宣言下にあつて、学校も20ミリシーベルト基準下におかれている。原告団は河野益近氏(元京都大学原子力工学科技官・放射線測定)に依頼し、原告の通う学校の通学路の土壌検査を行なったところ、放射線管理区域基準4万Bq/m²を大きく超える地点が10校中8校あり、中には57万Bq/m²という高汚染地域もあった。更に原告の通う16の学校の通学路の土壌を採取して実験したところ、放射性セシウムは98パーセントが不溶性微粒子の形で存在していることがわかった。この事実から、もしも舞い上がる砂ほこりを子どもが吸い込んだ場合、不溶性であるために血液に溶けて尿に排出され

ずに、放射性の不溶性微粒子は臓器に張り付いて、長期にわたって周辺の細胞を傷つける、いわゆる内部被ばくを引き起こすおそれを示した。放射線管理区域に相当する環境で学校教育を行なうことは明らかに法令違反なので、教育の禁止を求めた。

***争点B・C** 学校での子どもの安全はすべて「学校保健安全法」に明記されていた！

学校保健安全法は学校教育法12条を学校現場で保障するために、「学校環境衛生基準」を定め、国・文科大臣↓地方公共団体↓学校設置者↓校長へとその実現のためにそれぞれの機関に見合った責務を負うことを明記している。一例をあげると、校長は学校環境衛生基準に照らし、「適正を欠く事項は遅延なくその改善のために必要な措置を講じるか、設置者に申し出る責務」がある、とする。

学校環境衛生基準が、国が謳う安全な学校生活のカナメであることが分かった。

ところが「学校環境衛生基準」の点検項目に、放射性物質は記入されていなかった！

「学校環境衛生基準」には一酸化炭素、二酸化窒素、ホルマリン……と予想される

あらゆる有害物質を取り上げ、それぞれの基準量が明示されている。アスベストが問題になれば直ちに点検項目に追加されるし、新たな研究成果が確認されれば、一酸化炭素の基準値が10ppmから6ppmへと即座に見直しが行われている。ところが3・11原発事故で福島県環境中に大量の有毒ガス＝放射性物質が放出され、大気も水も土も汚染されるという異変に対して、学校保健安全法にその運営責任が明示されている文科大臣から自治体長、校長に至るまで、だれひとり「……遅延なくその改善のために必要な措置を講じるか、設置者に申し出る責務」を果たさず、放射性物質が学校環境衛生基準に追加されなかったばかりか、今なお放置されたままである。これでは憲法、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法はすべて絵に描いた餅で終わることになってしまう。

法の欠陥に対する弁護団（井戸謙一弁護団長）の挑戦

弁護団見解《政府の怠慢により、法の欠陥状態にある。それにより国民の具体的権利が侵害され、司法にその救済が求められている時、司法は適正な権利救済のため、憲法、国際法を駆使する果敢な叡智によってその欠陥を埋めなければならない》。

弁護団はICRPが提唱するLNTモデル（後述）に環境基準（※）を適用することにより、学校環境衛生基準の放射性物質の項目に書き込まれるべき数値は2・9μSv/年であると算出した。詳細は紙面の都合で省くがLNTモデルも環境基準も世界共通の合理的根拠に基づくものである。私たちはこれまでICRP勧告に基づく、年1ミリシーベルトが刷りこまれているので、その350分の1という桁がいの小ささに驚くが、これが目下の科学が到達しうる、理にかなった放射性物質の正体である。同じ公害物質の中で、放射性物質だけが緩い基準で設定されていることを肝に銘じなければならぬ。

仙台高裁は法的根拠を示す事なく、全面却下した（2023・2・1）

許しがたい最大の失望は、法による裁きではなかった点にある。唯一の法である「学校環境衛生基準」に核物質が書き込まれていない欠陥を合理的な思考で補う努力を怠り、弁護団の適切な算出結果に対して、検討すら加えない裁判長の職務怠慢こそ厳しく問われなければならないと考えるのは私だけであろうか。安易に法律でもないICRP2007年勧告によりかかき、福島県学校環境は100ミリシーベルト以下だから

ら安全であるとして、国の主張を追認した裁判所こそ裁かれるべきであると考える。

終わりに

民間団体ICRP（放射線防護国際委員会）は二つの顔を持っているように思う。自然科学が必然的に導く抗しがたい真理に導かれる部分と、その生まれ落ちに起因する、核産業の存続に寄与することを使命とする二つの顔である。前者がLNTモデルと言われる閾値なし直線モデル提唱となり、後

者の立場が、ICRP勧告という形で、一般毒物の350倍に相当するような被ばく基準値を適正であるとして、世界に勧告（強要）している。今回裁判で国が根拠にしたのはICRP2007年勧告（原発事故などの緊急時の特例として年20〜100ミリシーベルト、事故後は年1〜20ミリシーベルト）だった。日本の裁判所が世界に先鞭を切って採用したことは許しがたい。

この暴論に警告を発しているのが、皮肉にもICRPによる閾値なし直線モデル、

つまり100ミリシーベルト以下でも被ばく量に見合ったガン死リスクは存在して、これ以下なら安全という閾値は存在しないという仮説である。被ばく量が100ミリシーベルト増す毎にガン死リスクは0・5%増加するとした比例関係は、原点を通る直線で表すことが出来る。100ミリシーベルト以上については実験データで論証されているが100ミリシーベルト以下については喫煙、環境汚染、食品公害

など放射線以外の悪影響と、放射線による被害の区別がつかないので実証できないから仮説であるとしている。「区別がつかない」↓「被ばく影響なし」としたのが国・裁判所による故意の誤用であることはだれの目にも明らかである。

放射線以外にも様々な公害による健康リスクの中で暮らさざるを得ない私たちの体内では、両者はすみわけることなく、絡み合ってがんリスクを増大させているとみるのが自然であろう。分子生物学が進み内部被ばくがもつと明らかになるまでは、公害に囲まれた現代だからこそ、微量であっても、追加被ばくは避けるべきであることをLNTモデルが厳粛に教えてくれている。

※例えば10万人が0・003mg/m³の割合でベンゼンが混入した空気を70年間吸い続けた場合に、その中の一人がそれを原因として死んだ場合に、ベンゼンの環境基準値は0・003mg/m³とする。

（みと・きよこ／子ども脱被ばく裁判の会・共同代表）



のら
動か
現場
運現

たたかう神奈川シティユニオン

山崎 公江

昨年、6月から週2日、ユニオンの相談員をしています。60歳で神奈川県を定年退職するまで15年ほど労働組合の役員として労働相談に従事してきましたが、一人でも加入出来る神奈川シティユニオンに日々入ってくる相談はいつも想像を超える事案ばかりです。

当ユニオンは、執行委員長の村山敏さんが40年前からはじめた一人でも加入できる「地域ユニオン」で、関東一円の外国人労働者に頼りにされている労働組合で、毎年100人くらいの新規加入があります。

一つの労働に二箇所から賃金が

解雇問題で相談に来たペルー出身のAさんは「2024年の12月までということでは雇われたのに、もう来なくて良い」と言われ、ユニオンに駆け込んで来ました。労働契約書には日給9000円とあります。運転免許証など複数の資格を持つ建設労働者の日給が9000円とは安すぎ。事情を聞くと別の会社からもう9000円が支払われているのだと言います。東京都水道局発

注の公共事業のため社保完備ではあるのですが、日給を低く抑え保険料を安く抑えるための工作なのでしょう。驚きました。

会社は「本人からの退職申し出があった」と主張しましたが、ユニオンは「労働者間の暴力沙汰を全てAさんのせいにするのは問題」と主張し、解決金の支払いを求め交渉しました。一つの労働に二箇所から賃金が支払われている矛盾を突き、このケースは和解することができました。

労災未加入の外国人労働者

10月、ボリビア出身の労働者Bさんがユニオンに駆け込んできました。右手人差し指を機械に挟んでしまい骨折していて痛くて働けないとのこと。労働契約書もなく、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金に未加入でした。会社「痛くて働けない」と訴えたら、「会社の保険で面倒みるから2週間休んでいいよ」と言われたけど、2週間で治らなければ首になると直感していました。医者の診断はその時点で全治3か月でした。急遽、組合加入通告をし、

団体交渉を行いました。会社は労災を認め、労災申請への協力を約束してくれました。今も労災の休業補償を受けて療養していますが、骨折後に我慢して1か月以上働いてしまったことが完治に時間がかかっている要因の一つだと思います。

安定しているはずの市役所清掃作業員

日本人からの相談もあります。ある自治体の出先機関の清掃業務の委託で、実際にお掃除を担当していた労働者が労働時間をお一方的に半分以下にされたケースです。労働時間が減れば賃金も減少します。収入が半減したCさんがユニオンに駆け込んで来ました。会社の担当者は清掃作業員3人全員に、「あなた達の仕事を確保するために入札したんだけど、前回より額が減ってしまったので、皆で少しずつ労働時間を減らして乗り切りましょう」と言ったのでCさんも、一旦は納得して契約書にサインしたそうです。

ところが、翌月のシフト表をみたら労働時間が減少したのはCさんだけでした。スタッフの労働時間を減らさなくてはならないほどの契約金額の減少とはどの程度ものだろうかと、出納業務に詳しい人に入札額を調べてもらったところ、ホームページに掲載されていた金額は、前回の契約額より

り月額わずか1100円の減でした。この額は、前回の入札額と比べても、0.2%の差ありません。これをもとに市の文書法制課に情報公開を請求し、契約書を手

することが出来ました。契約書には再委託の原則禁止とともに、再委託する場合の発注者との協議を義務づけています。Cさんは受託会社とは別の会社に雇用されており、その会社は労働者派遣法の許可も取っていないため、再委託の協議がないとすれば、違法派遣の疑いが出てきました。この案件は、今、神奈川県労働委員会にユニオ

ン側が提訴しており、継続案件となっています。

ユニオン相談員を偲ぶ会の開催

昨年11月に神奈川シティユニオンの相談員を長らく務めた天野美奈子さんが亡くなり、2月10日の「天野美奈子さんを偲ぶ会」には関東各地から組合員がお別れに来ました。天野さんは、支援するその人の生活が成り立つようにいつも心を砕いてきました。県の労働センターの相談員を含めれば、実に50年にも及ぶ労働相談の生き字引のような人でした。

移住連の省庁交渉に参加

3月12日には参議院会館で移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）の省庁交渉がありました。神奈川シティユニオンも加盟しており、移住労働者の実態を良く知っているユニオンが現状を省庁の担当者に説明し、制度改革を促す重要な会議です。「解体工事現場等で石綿の除去作業を技能実習生にさせているが、禁止すべき」と主張するユニオンに対し、厚生労働省の担当者は「福島を除染作業

は故国に帰っても同様の仕事がないから禁止したが、石綿は諸外国では仕事がある」と胸を張りました。ユニオン側は、「吹き付け石綿を使っているのは日本くらいのもの」と主張しました。長年の運動で日本人の石綿作業による労災事案は医療機関につながる制度ができています。「3年から5年で帰国する技能実習生は石綿作業で被災しても医療機関につながることはない」と指摘し、今後の改善議論に繋がりました。

神奈川シティユニオンは、ユニオンからの団体交渉要求に正当な理由なく応じなかったり、無視したりする企業に対し行動をかけます。月に4回から5回くらいあるこれらの抗議活動に、常時50人くらいの組合員が参加しています。3月22日には、「かながわ地域労働運動交流」「神奈川ユニオン協議会」「神奈川県労働組合共闘会議」と連帯し、「3・22神奈川春闘共同行動」を実施します。ラテンアメリカから来る労働者に頼りにされている神奈川シティユニオンの組合員は明るく、ユニオン歌を歌う皆の声には、とても力強いものがあります。日本の外国人労働政策はいつも場当たり的です。1990年代は労働力不足のためラテンアメリカから日系人の帰国を促し40万人の方が日本に働きに来ました。ところがリーマンショックで景気が冷え込むと



企業に対する抗議行動への出発の前に挨拶する村山敏執行委員長（右）とスペイン語通訳のイメルダさん（左）

帰国促進事業を行ない10万人を帰国させました。今日本で働く日系人は二世、三世の時代となっています。そうした方の多くが「永住権」を手にしていますが、政府は社会保険や税金を滞納している人の永住権を剥奪しようとしています。真の共生社会を実現するため、外国人労働者を景気の調整弁としてしか考えない労働政策は即刻見直すべきです。

(やまさき・まさえ／神奈川シティユニオン相談員)



ユニオン首都圏ネットワークの共同行動で

►詩の作者◀

尹東柱（ユンドンジュ）（1917～1945年）

1917年12月30日 旧満州の間島省龍県明東村に生まれる。

1941年 ソウルの延禧専門学校（現・延世大学校）を卒業し、詩集『空と風と星と詩』（17篇）を3部作り恩師と親友に送る。

1942年2月 立教大学文学部英文科に入学したが、10月に同志社大学に編入。

1943年7月 治安維持法違反の疑いで逮捕され福岡刑務所に収監。

1945年2月16日 福岡刑務所にて獄死。

1948年 詩や散文を集めた『空と風と星と詩』がソウルで正音社から刊行され、抒情詩人・民族詩人・抵抗詩人として知られるようになる。

1968年 延世大学校において、尹東柱が暮らした寄宿舎の前に「尹東柱詩碑」が建つ。

1984年 伊吹郷の翻訳による『空と風と星と詩』が日本で初めて刊行。

1995年2月16日 尹東柱没後50年を記念し同志社大学構内に「尹東柱詩碑」が建つ。

翻訳者の紹介

上野都（うえの・みやこ）

1947年 東京都に生まれる。1970年 北九州大学外国語学部米英科卒業。1973年 福岡県にて詩誌「アルメ」同人となる。1974年在日韓国文人協会正会員

1992～94年 枚方市教育委員会朝鮮語教室にて学ぶ

現在は翻訳業・及び自主講座にて韓国語講師、日本現代詩人会会員

〔詩集〕 1968年詩集『フェアリー リングス』（私家版）、1998年詩集『此処に』（槿蘭文化社）、2002年詩集『海をつなぐ潮』（槿蘭文化社）、2013年詩集『地を巡るもの』（コールサック社）

〔翻訳詩集〕 1996年金里博『牽織悲歌』（槿蘭文化社）、2001年金里博『春の悲歌』（槿蘭文化社）、2005年金里博『国覓』（槿蘭文化社）、2013年金里博『三島の悲歌』（槿蘭文化社）

「仁慈」慈愛の虚偽性」をめぐる

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——この間、天野さん、いくつかの研究会、読書会にも顔を出していると聞いていますし、この二冊の編集会議にも出て来て、元気に発言しだしているの、何とかこの連載も続けられると判断して、始めたいと思います。

天野 本当にカラ元気で、あまり自信が持てないんですが、自分でも、引っ込んでしまいたくないという気分は、もちろんありますので……。

——始めます。2月23日の天皇誕生日の記者会見の言葉の問題からいきますか。天野さん、2月22日「奉祝反対」集会にも参加していましたから、全文、お読みになっていますよね。

天野 もちろん。そんなこと、あなたに心配されるようになったちゃ、ヤッパリお終いだね(笑)。

——チョット心配しただけです(笑)。ドーズ。

天野 元旦の能登地震の話から始まっているけど、雅子も自分も学生時代に行った場所でもあり、「その石川県において、多くの方が犠牲となられ、今なお安否が不明の方がいらつしやることや、避難を余儀なくされている方が多いことに深く心を痛めてお

ります。亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、ご遺族と被災された方々に心からお見舞いをお伝えいたします」。

その後、被災地へは、時間を見て「お見舞い」に行くといい、「社会的に弱い立場にある人々を支え」る、「命と暮らしを守る」ボランティア活動への感謝も忘れていませんね。

——王、大リーグでの大谷選手の「夢と希望」を与えてくれるプレーへの感謝も忘れていませんね。

天野 ウン。将棋の藤井聡大にも「明るい夢と希望」を与えてくれた人と、触れてますね。天才的個人を誉め、同様に感謝しつつ、〈3・11〉の被災地への「復興の前進」にも触れてますね。でも、まったく「復興」どころではない地域も人々もたくさんあるし、ある現実(事実)には、やっぱり触れていませんね。被災者を「心から」(これ、繰り返されていますが)、心配したり、追悼したりする気持ちは、それなりに誰しもあるでしょうから、この事、それ自体に反対する気持ちなんてないわけですけど、ドウモネ。

——なんです？

天野 この国家の「象徴」職の人、全国各地のどんな被災者にも、「心から」追悼したり心配し続けているし、し続けるわけでしょう。ナンカ、オカシクはない？ だって、大切な人、一人失っただけで、心が碎けちゃうよ、本当は。

——わかります。

天野 「追悼」も「心配」も、本物の重みがないのね。日常的に、何の付き合いもない人々をまとめて、「追悼」したり「心配」したりする国家のためのパフォーマンスでしょう。国家の象徴の天皇のこういう「オコトバ」を読むたびに、思い出す論文があるんです。

——えっ、それは何。

天野 竹内好さんが、1958年に書いた「権力と芸術」という論文です。敗戦50年、1995年に作った「コンメンタール戦後50年」で私が編集した『大衆社会と象徴天皇制』の巻に収めていますよ。社会評論社でまとめた、あれ。

——以前にその巻を紹介されたから、本は持っているけど、ナンカ、すごく難しい論文だったという記憶しかナイけど……。

天野 そこに、こういうくだりがあります。戦後映画化された「蟹工船」にふれながらこう言ってます。

「映画では、原作では暗示にとどまってい

た工員の反乱と、駆逐艦の軍隊による鎮圧が、劇のクライマックスとして取り込まれている。これは原作の今日における解釈として正しいばかりでなく、作品構成としても成功していると私は思う。しかし、そのために作品が薄手になった一面があることも否定できないように思う。反乱の鎮圧の場面は、迫力はあるが、私はあれを見ながら心の奥で、こんなもんじゃないという気がしきりにしていた。ここでは、天皇制が物理的暴力としてとらえられている。確かに、

国家は暴力の組織だが、その暴力を通してさえ、天皇制権力にはもつと底の深い、労働者を銃剣で突き刺すだけではあらわしきれぬ残忍なものがあるように思う。その点、小説『真空地帯』の方が映画『蟹工船』よりは深く天皇制の本質にせまっている。そして、それだけ芸術的である。／天皇制には、暴力と同時に『仁慈』がある。頭をなぐるだけではなく、なぐった頭を別の手でなでる。この仁慈の虚偽性にメスを入れるのであれば、天皇制の本質はつかめない。映画『蟹工船』は、天皇制を一面的にとらえることで本質把握に失敗した。／日本的抵抗の諸類型は、バラバラでなく有機的に結合して、この不道德の根元をえぐりださなければならぬ。それが日本の芸術の自立のための根本要請である」(傍線引用者)。

——フーン「仁慈の虚偽性」って、何？

天野 「仁慈」は辞書的な意味では「いつくしみ恵む」とあります。インチキな「いつくしみ」、だから「不道德の根元」。

いつくしみの言葉で頭をナデられてウツトリしてはいけけない。そこにこそ、天皇制支配の恐ろしさがある。そういう主張だと思います。

戦後の象徴天皇制は、一応「天皇の軍隊・警察」という暴力装置は存在しないというかたちへチェンジしたから。〈仁慈の虚偽性〉の方へ純化されたもの変わったと言えると思います。だから天皇の「オコトバ」は、いつも弱者、被災者への慈愛に満ちたものになるわけですね。

——やと天野さんのこだわっている問題が、わかってきました。ブンなぐる手と、なでる手がセットなんだ。

天野 ハイ、とてつもない〈欺瞞〉がつめこまれた言葉であることに気づくべきですね。

——「愛子」さんの就職問題にも触れて、ずいぶん長々と語っていますね。

天野 「日本赤十字社」への就職に関しては、愛子は、成年の記者会見の時にも、『自分の住んでいる街であるとかないとか関係なく、人の役に立とうと懸命に活動している災害ボランティアの姿に非常に感動を受け

ました』と申しましたように、人のために何かできればという思いを以前から持っていたように思います。そのような中で、愛子は、昨年には私や雅子と共に、日本赤十字社から日赤の行なっている様々な活動についてのお話を伺ったり、日本赤十字社で開催された関東大震災時における日赤の救護や医療活動などの展示を見に何う機会がありました。このようなことを通じて、日赤の活動に携わること、少しでも社会に貢献したいという気持ち強く持つようになったと思われる、私たち家族ともよく話し合い、日赤で勤めることを希望いたしましたところ、日赤側にも快諾していただいたことはとても有難いことでした。「愛子には、この4月から日赤の一員として多くの人のお役に立てるよう努力をし続けてほしいと思いますし、……」。

天野 日赤の「快諾」なんて、庶民の就職話じゃあるまいに、そんな話のわけないのに。——エッ、なんで。

天野 長く、障碍者問題に取り組んできている北村小夜さんの、天皇と日本赤十字社の関係についての文章を紹介します。彼女は戦中、日本赤十字社救護学校看護婦として日本軍侵略の地、中国へ行った体験の持ち主です。

「日本赤十字社は、西南の役(1877年)

に際し、傷病兵を看護するため、元老院議員官佐野常民、大給恒らによって創立された『博愛社』を前身にしている。／1886年赤十字条約に加盟し、1887年から日本赤十字社と改名、創立と経営維持は昭和憲皇太后（明治天皇の皇后）基金によるところが大きい。引き続き大正天皇の皇后、貞明皇后もこの基金に寄付してきた。／戦後は昭和天皇の皇后である現皇太后（当時）の配慮により基金が維持されてきたと言われている。／1952年、日本赤十字法により特殊法人日本赤十字社になった。／昭和天皇は誕生日に、他の社会事業団体と共に毎年基金を贈ってきた。／このように創立時から皇室と深い関係をもってきた日本赤十字社であるが、現在も皇后が名誉総裁、皇族のすべてが名誉副総裁として名を連ねている。1990年度要覧は1月20日現在であるので載っていないが、秋篠宮夫妻も追加されるはずである。／毎年5月1日の創立記念日に行なわれる全国赤十字大会には、ほとんどの皇族が参加する。／最近、日本赤十字といえば、災害時の援助を考える人も多いと思う。そのために三省堂の『大辞林』を見ても『災害、疾病の救助、予防にあたる機関』とあるが、実態はそうではない。

次に示す第一期国定教科書国語にある通り、戦争遂行の為に必要な機関である。だからこそ天皇・皇后が維持に懸命になってきたのである。／私が日本赤十字社救護看護養成所に行ったのは、それが女が行ける陸海軍に最も近い位置、というより陸海軍と一体であったからである。敵味方の区別なくというが、日本軍に付随して動くのだから区別は明らかである。区別した上でなら敵を助けることも確かにあった」。

—— なんか、恐い話になってきたわね。

天野 ウン、長く引きすぎているから、紹介されている「国定教科書国語」の「赤十字社」の頭の部分だけ引くね。

「軍人ガ、戦場ニテ、戦フトキ、家ヲ忘レ、身ヲ忘レテ、タダ『国ノタメニ、ツクサン。』ト思フノミナリ、コノ心ハ、ミカタト敵トニヨリテ、カハリアルコトナケレバ、傷ヲウケタルモノ、マタハ、病ニカカリタルモノアルトキ、敵、ミカタノサベツナク、コレハ助け救フコトハ、博愛ノモットモ大ナルモノナリ」。

—— ウーン、ソウカ。愛子さん、災害ボランティアにあこがれて「赤十字」入りなんて、美しい話ではないわね。

天野 そう思います。新しい「戦前」に向けた軍拡日本の現実とかかわらせて考えるべきことですね、この件も。

アッ、北村小夜さんの本のタイトルは『慈愛による差別』（梨の木舎）です。

—— タイトルも、天皇制批判の言葉ですね。

天野 ソウデス。天皇制のふりまく「慈愛の虚偽性」を批判するモチーフで書かれた本ですね。サブタイトルは「象徴天皇制・教育勅語・オリンピック」です。大日本帝国憲法下の「現人神」天皇制から戦後の象徴天皇制に連続する、なぐった頭を「なでる手」の方をキチンと問題として対象化させている本です。

—— 本当は、愛子さんの「日赤」入りから、彼女に関する限りギリギリの時間に入っている女性（女系）天皇制の問題も、キチンと論理的に整理して話してもらいたかったのですが、だいぶお疲れのようですね。今回はここまでにしましょうね。

天野 ありがたい。次回は「女性（女系）天皇問題」を、原理的問題を踏まえて、すでにあった論争（論議）も具体的に紹介しながら、キチンと話したいと思います。

—— 次回も予約できましたので、今日はこのへんで。

（あまの・やすかず／本誌編集委員）

広島市長が「爾臣民」を 職員研修で心構えとして強調 ——12年目に問題表面化の異常性——

高嶋 伸欣

今回は緊急な話題の問題提起をシリーズの「番外編」として、お届けする。

シリーズ①では、教育勅語が戦前戦中の国内外に惨禍を及ぼす要因となった経過をまとめた。さらに、戦後もその悪影響が、「日の丸」への過度な敬意強調などに残っているとも指摘した。

ところが、最近になってその程度の指摘では済まされない事態の存在が発覚した。松井一実・広島市長が新採用職員の研修で講話をし、そこで教育勅語の一部を再評価していた。しかも、勅語の道德の項目(徳目)部分にある「爾臣民」も引用して、「生きていく上での心の持ち方」の一つと強調していた。

松井氏はこの講話を市長に当選した翌年の2012年から毎年繰り返してきた。だが昨年12月11日に問題視する報道がされるまで、これらの事実が市役所外には知られていなかった。つまり、広島市役所職員からの内部告発は皆無だった。また、市役所内で市長に異議を唱えた者が皆無だった、と市長が認めた。

この件が発覚以後、批判・抗議の声が市の内外から多数寄せられている。だが松井氏は全く意に介していない。今後も職員研修等と同様の講話を行なうとしている。松井氏の任期は2027年4月までである。この講話が今後も継続され、同調する動きの拡大が懸念される。

「番外編」として、緊急の問題提起を指す理由がここにある。

勅語の徳目を「心の持ち方」に

焦点となっている講話の教育勅語に関わる部分は、受講者に配布された紙資料に明示されている(次頁図版参照)。それにより、徳目部分の「爾臣民 兄弟に 友に」云々など一部分を抜粋したのだと読める。

ただし、資料ではこれら引用部分の上「5 生きていく上での心の持ち方」(1)に「我々の先輩が作り上げたもので良いものはしっかりと受け止め、また、後輩に繋ぐ事が重要」との見出しが付されている。市職員たちに、これら徳目を心構えとするように諭している形だ。

さらに、引用該当部分の英語訳を上にも、日本語の原文を下に配置した形で示している。こうしたのは「(原文が)漢文調で書いてあるから、逆に分からないから英文の方でいくと、むしろ読みやすいものになっている」からだという(12月19日「記者会見」での発言。広島市役所の電子版記録による。以下同じ)。

市の職員にはこの程度の漢文調の日本語資料を、「分かりにくい」だろうと、市長が判断したことになる。厚生省官僚時代にロンドンの日本大使館に書記官として出向した体験から、英語が堪能であることゆえの判断か。この間の記者会見などの様子をみても、松井市長の上から目線の応答、横柄に聞こえるもの言いが散見される。そうした姿勢が、「心の持ち方」説論という思い上がりや、勅語解釈賛美の独りよがりやを恥じない言動を生んでいるかのようだ。

松井氏は引用した徳目を「実は民主主義的な発想の言葉」で、「今の時代にも当てはまる」とし、「勅語を全否定したのは誤りだ」と主張している。そこに目新しさはない。田中角栄、福田赳夫それに森喜朗各氏が首相在任中に同様の主張をしている。しかも、それらに同調する動きはほとんどなく、一過性で終わっている。安倍政権下で耳目を集めた森友学園問題でも、教育勅

5 生きていく上での心の持ち方

(1) 我々の先輩が作り上げたもので良いものは しっかりと受け止め、また、後輩に繋ぐ事が 重要

OUR SUBJECTS, BE AFFECTIONATE TO YOUR BROTHERS
AND SISTERS
EXTEND YOUR BENEVOLENCE TO ALL PURSUE
LEARNING AND CULTIVATE ARTS
DEVELOP INTELLECTUAL FACULTIES ADVANCE PUBLIC
GOOD AND PROMOTE COMMON INTERESTS

爾(なんじ)臣民 兄弟(けいてい)に 友(ゆう)に
博愛 衆に 及ぼし
学を 修め 業を 習い 知能を 啓発し
進んで 公益を 広め 世(せい)務(む)を 開き ...

6

語を暗唱させている幼稚園が話題になった。それも、このうさん臭さを印象付けただけであった。

また、「兄弟に友に」は今流の「兄弟姉妹同格平等で仲良く」という意味ではない。「長男は家督相続者であるから、弟はもちろん、年長の姉妹も家庭内では長男を優先するように心掛けなさい」だった。旧民法が前提にした家父長制、長子相続制に則した男尊女卑の心構え(道徳)を女子児童に植え付ける。その役割を教育界に指示した

のが教育勅語だった。そうした点を無視した肯定的な解釈は、〃サギをカラスと言いくるめる〃詐欺師的手法でしかない。

「爾臣民」を推奨する違憲行為

これら徳目についての現代的解釈をもつて、「実は民主主義的な発想の言葉」とする主張は、これまでと同様で「またか」という観が強い。批判や抗議の内容も同様であるかのように見える。

だが、松井市長の主張には、これまでにない問題点が含まれている。それが前述の「爾臣民」という3文字を引用している点だ。日本国憲法下でも天皇制は存続している。だが「国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」(憲法第1条に規定されている天皇が「爾臣民」という語を用いる余地は全くない。それを広島市長が職員に向けて用いた。まるで広島市役所では「私を天皇と心得よ」と言わんばかりだ。ちなみに松井氏は明治憲法下は「天皇が全部、朕ということできりきりして」「結局戦前の日本になつて戦争国家へ突入した」との解釈を表明している。天皇崇敬意識が鮮明な右翼などを刺激したのではないかと危惧される。

「爾臣民」の無神経な引用は、同時に松井氏が戦前と戦後の法体系が抜本的に異

なっている点に、無知同然であることをも示している。

明治憲法下の法体系は天皇制による勅令主義で整備されていた。明治政府は、元老や貴族院議員、大臣さらに道府県知事など行政組織の長などが勅撰で任命され、民意の反映は極めて限定的だった。衆議院選挙も選挙権が制限され、裁判も「天皇ノ名ニ於イテ」行なわれ(明治憲法57条)ていた。そうした法体系下で「臣民官僚」は天皇権限行使の代行者「お上」として君臨し、民主主義の芽をつぶし続けた。

国の進む道を誤らせた戦前の体験を反省し、戦後の法体系は法治主義に転換している。普通選挙によって選出された議員らによる法令に行政は従い、議会は行政を監視・監督する権限を有している。法令の最上位にある日本国憲法の99条では、全ての公務員に憲法遵守と擁護の義務が有るとし、15条で「全ての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」としている。さらに国家公務員法と地方公務員法では、公務員として職務に就く(服務)際に、宣誓を課している。そして、大半の「宣誓書」には憲法の遵守が記載されている。

従つて現在の日本社会で、公務員である広島市長が公的な場で、「爾臣民」の3文字に肯定的な意味を有していると主張する

ことは法的にも許されない。しかも今回のケースは、職員の任命権を持つ首長が、自己の行政権限をもってその主張の聴講を義務付けている場での講話である。本件事案は明らかに憲法1条・15条・99条に違反し、違法だ。

同時に、市長としての本件での職権行使は職権乱用であり、典型的なパワーハラスメントでもある。そのことは、職員が身体的もしくは精神的な苦痛を与えられたことを意味している。本件は人権救済、あるいは損害賠償の申し立てなどの対象となる法的事案でもある。

さらに、課長級以上の職員も共同責任を問われかねない。松井市長は、同様の講話を、新任課長級研修においても、実施していることを認めている。管理職には部下の統率監督・指揮だけでなく、部下が公務員として働く公正適正で合法的職場環境整備の責任がある。課長職の管理職員は、自身の受講体験によって、部下たちが違憲違法な講話の聴講を強制されている状況を知り得たはずだ。だが、12年もの間、その違法な状況の是正を怠ってきた。

憲法遵守抜きの「宣誓書」が下支え

広島市役所は、なぜここまで違法な状況に対して鈍感な官庁になってしまった

のか。最大の要因は、独善的な人物が、2011年4月以来の長期間、首長の座に君臨していることにある。

だがそれだけとは思えない。松井氏の講話への抗議や撤回を求めている市民グループ、各組織などが異口同音に指摘している疑問点の一つが、これまで内部告発等がなかったことだ。

公務員としての服務に際し、人権尊重等の憲法遵守を宣誓した経験のある者としては、納得できない。そこで、改めて広島市の宣誓書の検証を試みた。すると、同市の宣誓書の検索は不可能で、非公開同然という事態に直面させられた。

地方公務員法の31条（服務の宣誓）は「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない」と規定している。全国の自治体では、電子版の例規集で条例も公表している。同条例では、宣誓書を条例の一部分とする「別記様式」で示し、その宣言書には憲法遵守を含む文言を明記しているのが通例だ。

ところが、広島市の服務宣誓条例には「別記様式」がない。代わりに、条例本文で、「任命権者の定める様式の宣誓」を義務付けている。任命権者とは市長のことだ。「別記様式による」としていた条例が改定されたのは、荒木武市長時代の1979年だった。

以後、広島市では宣誓書の文面については、市長の専決事項となった。やがて1983年、荒木市長によって、宣誓書の全文が改変された。市議会などでの議論もなく、法治主義とは相いれない、密室同然の市長の恣意的便宜的な手順によってだった。改変後の宣誓文には憲法遵守の文言だけでなく、厳格に定義された用語類はほとんど含まれていない。

なぜ条例改定から4年後の全面改変なのか。市側は「1980年に政令指定都市へと発展を遂げたことを機に熟慮の上」「1983年に改め、以後40年近くにわたり用いており、良い宣誓書であるとの評価もあるところだ」（2021年9月27日、市議会総務委員会での企画総務局長答弁）としている。

政令指定都市への移行などでは、諸準備を数年前から進め、移行の時には関連規定の改定を済ませておくのが普通だ。1983年の改変の根拠を、1980年の制度変更とするのは、不自然すぎる。

前の総務委員会で宣誓書に憲法遵守の文言を除いた点を衝かれた企画総務局長は、概略次のように答弁した。「宣誓書にある国際平和文化都市は、最高目標の都市像として掲げている。そこには当然憲法の理念がそのまま流れ込んでいるものと考えます」と。理念が「流れ込んでいる」とのあ

いまいな表現に、「そのまま」という語を組み込ませている。論理性がない。それに議会にも諮らず、電子版での検索も不可能にしている。内部文書扱いの宣誓書を、誰にいつ見せて、「良い宣誓書」との評価を得たのか。密室での恣意的運用を証明したに等しい。

広島市の現行版宣誓書は、その策定過程が不明朗な点で際立っている。そのことが、宣誓書からの憲法遵守文言欠落と密接不可分の関係にあるように見える。

これら脱法・違法な手法によって、広島市職員は、憲法遵守、市民等への奉仕者理念を明確に意識する機会になる宣誓を骨抜きにされ、40年を経過した。「爾臣民」を引用した前代未聞の違憲違法な講話の存在が、12年間も外部に知られなかったのは、これら不公正な状況に市役所が覆われていたからこそだった。

記者も市民も「爾臣民」に無反応

それだけではない。本件にはもう一つ深刻な問題点が潜んでいる。それは、昨年12月以後の各紙報道や論評、さらには批判や抗議をした市民団体などでも、「爾臣民」の引用を特に問題視している様子がほとんど見えないことだ。

そもそも本件は、全国規模のメディアの

記者たち対象の11月16日の懇談会で、研修に用いた紙資料（A4版、19ページ）を市長自ら配布したのが発端だった。その中の勅語引用部分を問題視した初報道は、12月11日の共同通信配信の記事だった。「読売」日経を除く他社が12日から後追い報道をし、全国にも知られる事態になった。

その報道で松井講話の事実を初めて知り、東京在住の身ながら私も情報の拡散や異議の声を挙げた。やがて12月18日の記者会見で市長自身が、記者との懇談会で紙資料を配布したのが発端だったと明らかにした。そのことを、WEBで知った。そこで、懇談会はいったったのか、広島の関係者に確認し、11月16日だったと判明し、愕然とした。資料配布から初報道まで間が空きすぎている。

オフレコが原則の懇談会であっても、重大な事案については、即報道となった前例は多い。11日以後の報道では、教育勅語総体や「兄弟に友に」などの徳目を問題視しているものばかりだ。「爾臣民」引用の反社会性を認識していれば、もっと早くの報道に踏み切ったのではないか。

12月14日の市議会でも、野党議員は「爾臣民」について追及していない。さらに抗議や批判の声を次々と挙げた市民団体や労働組合なども同様だ。

本件を違憲違法事案と認識している者としては、地元の弁護士会など法律家たちの動きが鈍いのも不可解でしかない。私は、日本国憲法施行から間もなくの社会科学教科書で、自由平等の理念を学んだ。人権侵害や自尊心を傷つけられた時には声を挙げるのが、主権者としての権利と義務だと高校生に30年間語り続けた。大学での教員養成でも同様だった。生徒や学生からの異論はなく、同じ思いの教員仲間との交流を重ね、教科書執筆にも参加してきた。それなりの自負もある。

だが、松井事案によって、「爾臣民」という語に反発する意識(自尊心)が今の世の中では予想外に希薄なのだと、気づかされるに至った。我々の社会科学教育は上滑りだったのか。教育勅語に関する教科書記述にも隙があったのではないか。

松井講話が浮上させた論点は、数多くある。議論の継続を強く望みたい。

(たかしま・のぶよし／「教科書・市民フォーラム」共同代表、琉球大学名誉教授)

* 非公開同然の宣言書の本文や条例改定の経過などは、宣言書改変について追及している篤志家のブログ「広島市「職員の服務に関する宣誓書」」(その1・3)を参考にさせていただいた。



『戦雲（いくさふむ）』

要塞化する沖縄、島々の記録』

三上智恵著

集英社新書、1320円税込（2024年1月刊行）

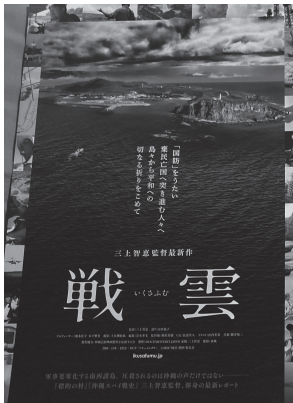
3月16日から三上智恵監督の映画最新作「戦雲（いくさふむ）」が公開された。

新聞・日刊ゲンダイ・雑誌・コラム記事もたくさん、映画評が今までに無い新しい切り口で話題になっています。

前回の「沖縄スパイ戦史」から長い間、沖縄の現状を撮り続けて来られた三上さんは2時間12分の映画に作り上げるのに「身を斬る想いだった」と

ネットですつばやかれたた。

数え切れない人との



出会い、怒り！ 喜び！ 涙の場面など、感動した出来事が押し寄せて来たのでしょう。熱を出し、胃の痛みとも闘い作られた。

この本は、「戦雲」の映画に出て来ない部分の三上智恵監督の日記です。「マガジン9」のサイトに10年間書き、映像と共に記録したものです。

各章のタイトルの下にQRコードが付いていて、山城博治さんのこと、宮古島のこと、ハンガーストライキのこと、自衛隊と闘う母親たちの選挙のことなど、その画像が観られるのです。

私は、沖縄でデモや集会を取材し撮影している三上智恵監督の姿を何度も見ています。

沖縄を見つめる眼差しは優しい！ ほんとうに真つ直ぐな想いで二度と悲惨な沖縄にしたいくないと言う心意気をその背から感じるのです。

映画館で本も販売されています。でも、観る前に読むのもいいですね。

*「戦雲」のサイト <https://ikusafumu.jp/>
*「マガジン9」三上智恵の沖縄撮影日記 <https://magaz9.jp/category/mikami/>

大木晴子（おおき・せいこ／本会会員／「明日も晴れ」のページ主宰）



『大衆映画の戦後社会史——あの時代の風景と人びとの気分を観直す』

天野恵一著

梨の木舎、2500円＋税（2024年3月刊）

天野恵一の新著は、映画を題材にした論考集である。一般にわたしたちが新聞や雑誌で目にする映画批評とか映画紹介記事のほとんどは新作が対象とされている。映画産業という枠組みの中で巨費を投じて製作される映画の場合、新作品が多数の観客動員を図れるか否かは死活問題となりかねないため、新作が完成すると公開に先立って映画記者や著名な文化人などを試写室に招くという営為が続けているけれど、これはいわばPR活動の一環なのであり、メディアで新作が対象とされるのは、そのような事情によるものなのだ。

しかし天野恵一のこの本は、上記のよう

な映画本ではない。なぜなら本書は新作ではなく、邦画の旧作品を対象としているからだ。もう少し焦点を絞ると、60年代初頭から70年代初頭にかけて製作され、公開された邦画作品を題材としているからだ。もう一点強調しておきたいのは、本書にライオンアップされている邦画はいずれもその時代——つまり著者が青少年時代にリアルタイムで心ときめかして観た作品ということなのだけれど、それらの映画をたんに懐かしく思い起こし、回想的なエッセイとして綴っているわけではないという点だろう。本書に収められた記事は、天野恵一が先鋭的な論壇誌『インパクション』（インパクト出版会）に長年にわたり「映画を〈読む〉。本を〈観る〉」と題して連載してきた記事と、同誌が2014年に休刊する事となったため、私が主宰していた市民誌『街から』（2019年2月、通巻157号で終刊）が、その連載を引き継ぎ「観る・読む・再考する」と通しタイトルを改題して連載してもらってきた記事から選抜して単行本としたものである。両誌の通しタイトルでもわかるように、天野恵一は「映画を〈読む〉」というスタンスで考察しているのだが、まさにこの点こそが、著者が果敢に試みてきた映画論考の最も注目すべき特色だろう。その実践のため著者はレンタルビデオ店へ出向

いてテーマに取り上げたDVDを求め、名画座や映画専門チャンネルをチェックして題材に取り上げた映画を観直している。それだけではなく映画専門書や原作小説や思想書などを併読し論考を進めてきた。情報社会の加速化に伴い映画にしても本にしても新作映画や新刊書が連日津波のように押し寄せて来るため、わたしたちはそれを追いかける事にのみ大わらわで、肝心な解読作業というものを見切つてしまっているように思えてならない。それゆえ天野恵一の旧作映画を観直し、解読するという本書の作業スタンスはリテラシーの重要性を呼び起こしてくれるという意味からも注目に値する。

それにしても天野恵一は、なぜあの時代に製作された邦画を対象にした本書を編む事にこだわったのだろうか？ かれはその動機的一端を「戦争体験のない純粹戦後派の自分の少年期からの映画体験を対象化することを通して、それをはつきりと論理化しておくこと。僕が目指したのは、これであつた」と「あとがき」に記している。その時代の邦画は「大衆映画に標的を定めたのは、60年代が戦後日本の光と闇を濃密に刻印した変容の時代だったからであろう。本書には「映画が娯楽の王様」と言われた時代の最大のスターだった石原裕次郎の主演

映画が7本も取り上げられているが、一例として大ヒット作だった『銀座の恋の物語』の稿を紹介しておく、主人公（裕次郎）は画家を目指す青年で、お針子務めをしている娘（浅丘ルリ子）と結婚をしたいと想っているのにお金は欲しい、けれども知人からデザイン会社への就職をすすめられているのに「商業主義は自分の絵をダメにする」と頑固に拒否する、そんな青年役を演じている。

あの時代には、まだそんな名もなく貧しい若い男女の物語が大衆的共感をもって受け入れられていたのか……といった古代の遺跡を発掘したような感懐。また50年代の銀座の裏通りには、戦後の焼け跡に建てられたバラックの木造アパートが残存していて、主人公の男女のような若者の暮らしの舞台だったのか……そんな所感を記している。

運動の合間にこのような映画論考エッセイを数多く書き続けてきた天野恵一は、本書に収められているインタヴューの中で「日頃運動の世界で機関銃を撃つように書いている文章では経験できない自由な気分が味わえて嬉しい」と語っているけれど、本書は読者の皆さんにも「映画を〈読む〉」愉しさをおすすめ分けてくれるだろう。

本間健彦（ほんま・たけひこ／街から舎）

〈よその〉目線の広島⑫

企画準備の合間に振り返る、パレスチナとの関わり

田浪 亜央江

こんなにてんでこ舞いの時に原稿締め切りとは、はつきり言ってタイミングが悪い。今日は広島で開催中の「パレスチナ文化週間」の6日目だ。毎日交代で原爆ドーム前に立つ活動のコーディネートだけでも大変なのに、よりによって連日のポスター展、映画上映やライブ、文化トーク。文化「週間」と銘打っているのに一週間に収められず、週末を2回使った9日間なので、残りあと3日ある。だがあつという間に終わることだろう。

「とにかく一刻も早くジェノサイドの停止を」。原爆ドーム前に集まっている人たちの最大公約数はこれであり、パレスチナの歴史や文化に関心はなくても、スタン

ディングに参加することは出来る。ガザの非常事態のあいだだけ、一時的にふだんとは違うことをすると割り切っている人のことを否定するつもりはない。でもせっかく時間と場所を共有しているからには、パレスチナ人の「存在証明」ともいえる彼らの文化について、この機会に学んで欲しい。と言っても急ごしらえのイベントだから、パレスチナからアーティストを招聘するわけでもなく、公的組織のバックアップがあるわけでもない、ボランティア頼みの手作りイベントだ。

柱となるのは、連日オープンするパレスチナの写真とポスターの展示会場だ。パレスチナのポスターと言えば、一定年齢以上のの人なら何となくイメージを持つと思う。こぶしを挙げた人々とパレスチナの旗の組み合わせとか、ノスタルジックな農村風景の絵とか。やや類型的な社会主義風の雰囲気と、アラブ的・パレスチナの意匠。もちろん実際にはそんなイメージを裏切っている絵柄もデザインも多彩だが、70年代末から80年代にかけてPLOなどのプロパガンダや文化政策のなかで量産されたもので、今から見れば古臭い。そしてポスターの上には踊るスローガンには「革命」「勝利」といった勇ましい単語が並ぶ。人から譲られて、私も数十枚持っているものの、クローゼツ

トの奥深くに鎮座していてめったに広げる機会もない。それにわざわざ取り出してみたところで、関心を持ってくれる相手もそうそういない。……ガザの緊急事態のなかで、パレスチナに対する関心が周囲で急速に高まるようになるまでの、つい数カ月前までは。

そんなパレスチナのポスターを偶然リサイクル屋から譲り受け、額に収めてキャプションを作り、カタログまで作って全国を巡回できるようにしてくれたのは、東京は高円寺に住むインドネシア人のアンディだ。彼のプロジェクトは今回のガザ緊急事態以前から始まっていたのだが、広島で「文化週間」をやるうと考えた時に、ぜひこの巡回用ポスターを活用させてもらおうと思って連絡した。会場として念頭にあったのは、市営の基町高層団地内のショッピングスペースにある、「オルタナティブスペース・コア」である。ギャラリイとして使うにはちょうどいい、スタイリッシュな空間で、若い日コリアンの友人Hさんが運営している。場所を貸してもらっただけでなく、初日にやったフリーマーケット用の長机を別の場所から運び込むことから始まって、深夜に及ぶポスターの設置まで、結局いろいろお世話になってしまった。

今日もバタバタと「コア」に向かった。

オープニングは11時、今日は学生にバイトとして入ってもらえる日だから安心だが、鍵を開け、スタッフとしての心得を一通り説明しなくてはならない。彼女は広島の人なのに、ここ基町団地に来たのは初めてだという。戦前から陸軍の病院などの施設が一带にあったこと、戦後はホームレスとなった人々のバラックが立ち並び、「原爆スラム」と呼ばれていた時代を経て現在のような高層アパート群に建て替えられたこと、中国人帰国者も住むなど多文化的だが高齢化したコミュニティになっていることなどを、おせっかいながら早口で説明する。

団地内にあるこのショッピングセンターにある店舗の約半分はシャッターが下ろされたままになっているが、薄暗い隅っこで長年営業している飲食店と新装オープンしたおしゃれな店が混在し、なんとも不思議で面白い空間だ。学生にはまず、ちょっと周りをぐるっと見てきたらと勧めて、会場の準備に取り掛かる。

ガザ緊急事態を受けての広島でのさまざまな取り組みで、まだしも「不幸中の幸い」だと思ふのは、「コア」のHさんはじめ、これまで広島で作ってきた人間関係に頼らせてもらえる点だ。広島に来た当初は知り合いも少なくイベントをするのも難しかったし、すでに存在しているネットワー

クに入れてもらうだけだったから正直あまり面白くなかった。40代半ば過ぎにもなつて、単身で地方移住した立場で友だちを作るのって、とっても難しいわけですよ！首都圏や関西圏出身の同僚のなかには、広島での人間関係なんて仕事からみ以外では皆無、という人だつて多いのだ。もし広島に来て1年目か2年目あたりでガザの今の事態が起こったとしても、こんなふうにはとても動けなかったのではないかと想像する。

会場の入り口のすぐ脇には、大阪のグループによるパレスチナの写真が展示されている。留学生や旅行者などとして訪問したさいに撮影された現地の写真に、丁寧なキャプションが付けてある。会場に来ていきなり70年代のPLOのポスターを見ても文脈を捉えきれないだろう来場者にとつて、占領下のパレスチナの日常を写した写真は、導入としてとても良い。破壊されたガザの街並みや犠牲者たちの惨い映像ばかりがあふれる現在、何の変哲もないパレスチナの日常の光景は、私の目にもかけがえない美しいものに映る。ポスター展をやる知って写真展示を提案してくれた大阪のMさんには感謝しかない。

それにしても、東京に比べ広島のような地方都市では、パレスチナに関する情報量

が格段に少ない時間が長く続いたのだと改めて気が付く。今でこそ若い人は何でもネット情報だから、質はともあれ地域格差はあまりないが、昔は対面交流か紙媒体、映画くらいのものだ。私自身、大学に入つてパレスチナにちよつと関心を持った時に、あまり苦労しなくてもパレスチナと交流を持っている人たちとつながれたからこそ、その後の活動があった。だから強い動機をもって自分で探し回つたり調べたりしたのではなく、周囲との関係のなかで気が付けば「パレスチナに関わっている人」になつていったのだ。これまで私は何度も、中東やアラブ圏、パレスチナに関するリテラシーが低い広島への失望を口にしたり書いたりしてきたのだが、東京で育ち暮らしていた私にはたまたま、パレスチナに関わるきっかけが外から与えられたに過ぎないのだと思う。その幸運を存分に生かせるようになるまで、何と長い時間をかけてしまったことか！こちらがぼんやりしているうちに、時間をかけてゆっくりパレスチナ社会を追いつめて来たイスラエルの行為のほうは、行き着くとこまで来てしまった。感慨に耽っているような場合ではない、と首を振りながら、今晚のトークイベントで使う資料の段取りを考え始めている。

(たなみ・あおえ／中東地域研究)

市民意見広告 運動事務局 だより

4月5日の賛同締め切りを前に事務局では、入力、照合、修正（それぞれ3回ずつ）の作業が佳境に入っています。特に最近では振り込みがあったことを知らせるようちよ銀行からの「取扱通知表」の郵送が、中3日（土日を除くと中4日のときも）かかるようになったので、締め切り日4日の通知は9日に届けばラッキーぐらいの覚悟で作業をしています。本誌の発送作業日とその締め切り日と重なり「賛同、今からでも間にあいますか？」の電話がたくさんかかってきて、混乱するのは毎年のことです。（だから「賛同はお早め」になのですが、賛同締め切りは新聞にお名前を乗せる締め切りですので、賛同金はまだまだ募集しております。よろしく願います。）



作業と並行して、意見広告の本文の作成です。（犠牲となった一人が）「叩かれ台」を書き、それを材料に事務局で3回、4回と議論をかさねて書きました。読みやすく、共感を得られるようにとみんなで考えました。

3月19日は、長年意見広告のデザインをボランティアで引き受けてくださっていた鈴木一誌さんを偲ぶ会でした。事務局から、鈴木さんデザインの意見広告のパネルを5枚会場に持ち込み展示させていただきました。大勢のかたに見ていただけて、よかったと思うと同時に、鈴木さん、あちらにいつ



ても、ずっと市民意見広告運動をお見守りくださいとお祈りしました。これを書いて今日、3月23日は、今年デザインをお願いするデザイナーの大河原哲さんとの打ち合わせが午後あります。事務局の岡本氏とともに、事務局、賛同者の熱い思いをお伝えして、デザインの依頼をしてまいります。来週は掲載紙を決める話し合いをし、作業をがんばり、5月3日を無事に迎えられるようがんばります。

北原博子（きたはら・ひろこ／市民意見広告運動事務局）

読者おたより

★自民党政治をほうむり去ろう

東京都分寺市 太田よう子
能登の災害対策をはじめ物価対策・少子化対策等々に無策の自民党政治をほうむり去りましょう。

統一教会問題、原発汚染水、喫緊の事態にほおかむりして、ひたすら時が過ぎ人々が忘れるのを待つような政府はいらない。

★「私」という場所

埼玉県飯能市 山口久美子
戦没画学生の絵から始まる「市民の意見」が好きです。さまざまな情報や意見の中に入っていく「私」という場所があることが、何より嬉しいです。そしてありがとうございます。

★戦争のたえない世界、不安です

東京都北区 乾 喜美子
平和憲法を無視し、軍拡に向かう政治にうんざりです。
戦争のたえない世界、未来はどうなるのか？不安です。

★原発事故を風化させない

東京都中野区 川口和正
3・11からまもなく13年になってマス。原発事故を風化させないために、今年も3月11日、首相官邸抗議に参加します。
為政者へのメッセージとともに、自身にも刻むために。

市民の意見30の会・東京 2024年1月～2月 会計報告

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	165,000	印刷費*3	288,709
協力会費	75,000	発送費*4	187,590
敬老会費	366,000	編集経費*5	11,846
グリーン会費	0	旅費交通費*6	172,030
(会費小計)	606,000	家賃	244,446
カンパ	290,000	通信光熱費	35,931
事務所費分担*1	200,000	事務経費	61,156
雑収入*2	26,470	銀行手数料*7	6,380
受取利息	4	諸会費	6,970
		租税公課*8	600
収入計	1,122,474	支出計	1,015,658
		収支差額	106,816
前期繰越	11,839,861	当期残高	11,946,677

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	103,365	預り金*9	180,500
預貯金	13,747,347	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	11,946,677
合計	14,330,712	合計	14,330,712

(※1)意見広告運動事務所経費分担金。(※2)グッズ・会報販売。(※3)会報2月号。(※4)会報他DM便等。(※5)執筆謝礼図書カード、打合せ通信交通費他。(※6)事務所通所費(意見広告運動ボランティア通所費含)他。(※7)郵便振込通知書発行料含。(※8)法人謄本取得印紙代。(※9)意見広告運動賛同金預かり金。※今期、「殺すな」バッジ・シールの注文が相次いで、雑収入が増えています。

※会員の皆さま 会計報告と封筒宛名シールにも着目してください。会費期限(会報「市民の意見」講読期限)は、お届けする封筒の宛名シール下部に記されています。会計管理上、会費前納は3年を越えないようお願いいたします。これを越える会費前納が重なりますと、カンパ扱いとする場合があります。

本誌201号の訂正をし、お詫び申し上げます。

★岡田裕之「平和のための遺書・遺品展の記録」

8ページ3段目文末

(誤) おかだ・ひろし

(正) おかだ・ひろゆき

*6ページ1段目に掲載をした図録

『平和のための遺書・遺品展』「学徒出陣」八〇年」の頒価は、1000円。 問

い合わせ先…わだつみのこえ記念館 電話・03-3815-8571

★水戸喜代子「これ以上、子どもを被ばくさせるな 子ども脱被ばく裁判は最高裁へ」

18ページ3段目 筆者名

(誤) 水戸喜代子

(正) 水戸喜世子

編集委員

阿部めぐみ
天野恵一
有馬保彦 (本号担当)
梶野 宏
北原博子
西田和子
横山道史
吉田和雄

編集後記

● ついに、3月26日の国家安全保障会議（NSC）で、岸田政権は武器輸出を制限している防衛装備移転三原則の運用指針を改定し、イギリス・イタリア両国と国際協力共同開発中の次期戦闘機の第三国への輸出の解禁を決定した。殺傷能力のある武器輸出の解禁。これで日本国家（社会）は「平和主義」の看板の下に、まちがいに「死の商人国家（社会）」への、公然たる仲間入りである。（死の商人）に「平和」を語る資格はない。この自分の足下の現実をこそふまえて、私たちは（非戦）を生き続けるしかない。

（天野恵二）

● 「医学部の学生だった父が牛飼いになったのは自衛隊と闘うためでした」との解説文にひかれ、2月、ドキュメンタリー『日本原・牛と人の台地』の上映と「牛飼いの内藤秀之さんのトークのイベント（研究所テオリア主催）」に参加してきました。日本原演習場は、中国・四国地方最大の陸自演習場。返還運動を続けた村が10年後に誘致賛成に変わる中で、内藤さんは50年以上にわたり、営々と演習場内で父母から受け継いだ土地を耕作し、酪農を続けてきました。

「江戸時代、士農工商と言ったけれど、今この国で、し・のう」が本当に軽んじられている。のう、は農民・農業や酪農、し、は市民です。農民・市民で声を挙げていきましよう。」穏やかな語り口と笑顔が目につかびます。各地での静かな闘いと本誌も連帯していけたらと思います。

（阿部めぐみ）

● 天野編集委員の今号の論考での「慈愛」。赤子たる臣民への天皇の思召し。その思召し召しすらなかった障がい児童は就学免除、就学猶予の名目で学校教育から排除された。1979年まで続いた教育制度だ。国民学校世代の叔父は学校教育を受けることができず晩年は施設で余生を過ごした。「慈愛」はまさに優生思想なのだ。

（有馬保彦）

● 今号、「たたかう神奈川ユニオン」記事の執筆者山崎公江さんは、記事にある天野美奈子さんから「ぜひ自分の後任に」と見込まれて相談員になったそうです。ちなみに天野美奈子さんは、本誌編集委員の天野恵一さんのお連れ合いです。藤沢の友人山崎さんと、天野さんがこんな形でつながっているなんて世間は狭い。山崎さんから聞くユニオンの話はおもしろく、別々の労働現場で働く組合員が団結して仲間を守る行動に「胸熱」！

（北原博子）

● 3月19日に長年、市民意見広告のデザインを担当してくださった鈴木一誌さんのお別れ会に参加した。鈴木さんは、「市民の意見」にエッセイも連載して下さってファンも多かった。200人近い方が参加し夥しい鈴木さんがデザインした作品の数々が展示された。我々も鈴木さんがデザインして下さった歴代の「市民意見広告」のパネルを展示した。沢山の人が見入っていた。今でこそ色々な意見広告が紙面に溢れているが、鈴木一誌さんデザインの斬新な市民意見広告を新聞に公開したときは、社会に強烈なインパクトを与えた。このお別れ会を主催され、鈴木一誌さんという稀有のブックデザイナーを紹介して下さった大木実・大木晴子両氏に心より感謝申し上げます。

（西田和子）

● 編集にまつわるこぼれ話があるほどコミットできていない。次号はなんとか。校正会議でちょっとした宿題も課されたので。

（横山道史）

● 自衛隊に膨大な予算がついて、軍事産業がそれに群がっている。その上に、殺傷兵器の輸出まで。高い値がつけば紛争国のどちらにも武器を売る、より有効に虐殺できる武器が「よい商品」。そう考えるのが「死の商人」＝軍事産業だろう。

（梶野宏）